

令和3年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年3月4日から令和3年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年3月8日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

震災の教訓が活かされているでしょうか。刻まれた意識が薄れていないでしょうか。改めて、今何をすべきか、このことが問われていると思います。様々な自然災害や未知の感染症等々、これからも私たちの目の前に何が現れてくるのか、想像もできません。あのとき、こうしていればよかった、あのときやっておけばよかった、とした後悔の念が、思いが再び頭を持ち上げないように、今を精一杯、できることをしっかりとやっていかななくてはなりません。未来は今です。

連綿と続くこの会津坂下町の日常のために、町民のために、私たちはそれぞれの置かれた立場の中で、最高の熱量をもって、それぞれの役目を果たさなければなりません。皆さんは、家族や職場、あるいは地域の中で、そして自らの中で、何を残しましたか、何を残そうとしていますか。

斎藤文英町長はこれまで、2期8年間、会津坂下町の首長として行動してこられました。町民の期待を背負い、胸に秘めたる熱い思いもあったかとお推察いたします。財政難が立ちだかっていた当町の首長として想定外の困難が待ち受けていたのかもしれませんが。その一連の行動には、発信や決定の力が絶え間なく求められてきました。今、これまでの町政を総括するときになりました。立ちだかっていた財政難の中、何を残してきたか、その足跡はこの後どのように拓かれていくのか、そのプレゼンス、意義を町長のリーダーシップの観点からただすところです。これまでの活動をどう総括しているのか。今後どのような行動を見せていくのか。首長としてのリーダーシップについて質問をいたします。

第1. 町長のリーダーシップについて。

1、これまでの首長としての行動（リーダーシップ）をご自身でどう評価していらっしゃいますか。

2、当町における首長としてのリーダーシップ、わが町ならではのこのリーダーシップをどのように考えておられますでしょうか。

3、町長の考えや活動、広報を通して発信をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

4、町長のリーダーシップを発揮した多くの事務事業等には、主にどのようなものがございましてでしょうか。

最後になりますが、3期への立候補の意向を伺います。また、その展望として、町民の暮らし、町の発展にどのように関与していきたいと考えているのか。

以上、壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（斎藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

斎藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

皆さんおはようございます。

6番、渡部正司議員のおただしのうち、第1の1から5について、まとめてお答えいたします。

私は、会津坂下町長として2期8年間、町政を担ってまいりました。町長としてのリーダーシップとは、町の進むべき方向を見定め、的確な意思決定のもと、住民にわかりやすく説明をしながら、政策を遂行していくことであると考えております。

また、私の考えや町の施策等を町民へ広く発信することは、非常に大切なことであり、リーダーシップの重要な要素であると認識しております。コロナ禍において、町政の説明とご意見を伺う「地域づくり懇談会」が開催できない状況となっております。また、各種事業や行事等も延期や中止を余儀なくされ、そこでの挨拶の中で、私の考えや町の施策等を直接お伝えすることも困難な状況にあり、大変申し訳ないと思っております。そこで、毎月の広報紙での「町長のスマイルトーク」や「新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ」により、私の考えをお伝えしてまいりました。

町民の想いを施策に反映させるため、平成26年度に第五次会津坂下町振興計画の後期基本計画、令和元年度には第六次会津坂下町振興計画を策定いたしました。住民との協働により策定したことで、町の将来像を共有することができたと考えており、その実現のための施策の方向性を決定してまいりました。振興計画に基づき施策の目指すべき方向に沿った各種事業を実施計画としてまとめ、その実施のための予算編成につきましても、庁議及び査定の中で私の考え方などを指示し、最終的な決定をしてまいりました。

大きな課題でありました新庁舎建設につきましては、地方交付税の減少や扶助費の急増などから財政状況の検証が必要となり、10年間の財政シミュレーションを策定した結果、新庁舎建設を進めることにより町民サービスの低下が懸念されることから、延期するという苦渋の決断をさせていただきました。しかし、老朽化した現庁舎は、耐震性の観点からも防災拠点としての役割を果たすことができないため、1年でも早い新庁舎建設事業の再開に向け、財政健全化アクションプランをもとに財政の健全化に取り組んできたところであります。

私が目指す地域づくりの姿は、自分たちで地域を守るという意識のもと、住民同士が、住民と集落、集落と地区が強い絆で結ばれながら、住民が主体的に様々な取り組みに関わっていくというものであります。そのためには、住民・地域・行政それぞれの役割を再認識したうえで、行政が、より主体的に各地区・各行政区と連携し、地域における住民の暮らしを守っていくことが重要であると考えております。

令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「会津坂下町生活支援事業」により、新しい生活様式に対応するための環境整備として、「会津坂下町テレワークセンター建設」、「立木観音公衆トイレ建設」、「会津坂下駅前公衆トイレ建設」を実施することとしました。また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進により、業務の効率化や組織機構改革等を実施し、住民の利便性を向上させるとともに、職員の職場環境を改善することで、より質の高い行政サービスを提供して

まいりたいと考えております。

コロナ禍における新しい生活様式を具現化し、浸透させ、後世に遺すことで、誰一人取り残すことなく、町民の暮らしを守ることが、私の責務であると考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

私の質問している中は、町長のリーダーシップということでありました。その一部については、そのお考えは理解をしております。

はじめに皆さんも大変気がもめるところで、町民の方も心配をなさっているかなと思います。5番目に質問としてあげさせてもらいました、このことについてははじめに伺います。また、今の答弁の中では、しっかりとそのイエス、ノーという返事が入ってないように思います。しかしながら、この文面を今読ませて、拝聴していると、若干ながらそのニュアンスとしてはわかります。

しかしながら、もう一度、再度、3期への立候補の意向はあるか伺います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

その件につきましては、たぶん皆さんご関心あるかと思えます。ただ、今定例会は私にとっては、この予算審議という大事な部分でありますので、この予算を議決いただいて、その後これからのことについてはお示しをしたいなと自分の中では考えております。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

ということは、予算審議が終わった後、このことを表明をするということでしょうか。もう一度お願いいたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

何らかの意思表示はしたいなどは考えております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

投票日が6月6日だったと思います。ちょうど3ヵ月を切った、そういう時期です。3期へ立候補するか、多くの町民が強い関心を持っていて、注目を集めているところでもあります。この場においても、その表明をすることがリーダーシップの一部であると思いますが、その件についてはいかがでしょうか、見識を伺います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

これは、ある意味ではリーダーシップという別な観点であると思いますし、そして先ほどから申し上げていますように、今定例会においては、やっぱり予算を通していただく、そして来年度に向けての事業を早く進めていくことが大事であります。そして次の、今ほど投票日のことを申されましたが、私であろうと誰であろうと、意欲のある方は手を挙げる時期でありますので、これらも、私を含めた皆さんにとっての大きな問題であるとは思っております。

ただ、私に関しましては、一番大きな責務は、やっぱり予算案を通していただくことでもありますので、まずそれを第一義的に考えていきたいと思っております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

2期目にあたったの公約は、先ほど町長の答弁の中で触れられておりますが、新庁舎建設というのがありました。財政上の判断で建設を延期した経緯がありました。建設す

るという、そういう説明会をした後、2 ヶ月後の建設延期という表明であり、その衝撃は今でも記憶に新しいところです。

このことから、3 期目を見越しては、町民の中には次のような声をあります。斎藤町長は、公約に従い、新庁舎建設に向かって、財政健全化と合わせて、その道筋を、3 期目を通してきちっとつける責任があるんだと。このような声にどう応えるのか。これらの責任のとり方についてどう考えているのか伺います。

◎町長(斎藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

斎藤町長。

◎町長(斎藤文英君)

これはやっぱり庁舎建設だけじゃなくて、先ほどお答えしなかったんですけど、やっぱり1 期目、2 期目についての捉え方ということでご質問を受けておりますので、まず私はご承知のように、前町長の突然の辞任によって予算の執行途中から今の職に就かせていただきました。その中で私がしたのは、やっぱり前から自分の中で思っていたことでありますけれども、まず組織改革、それまで部制であったものを課制にしました。

そして、これから人口減少について一番大事な部分というのは、やっぱり子どもたちの教育をどうするかです。そういった中で、子ども課というのを新設しました。併せて休校になっている校舎を利用して、子育て交流センターもつくりましたが、それと併せて、やっぱり行政の一本化というのは絶対必要です。これ庁舎の建設にも関連あるんですけども、やっぱりその当時、教育委員会はここから 200m くらい離れたところがありましたので、やっぱり子ども課設置と同時に、教育委員会もこの本庁舎との連携が取れるようにということで、すぐ前にあった空き店舗をお借りしまして、教育委員会をそこに移行しました。これも当然、いずれ庁舎建設になれば一つの庁舎に入るという目論見の中で始めたわけですあります。

その後に2 期目になって、当然そのころから庁舎建設ということは、非常にこれは今だけじゃなくて、もう何年も、20 年も前からの懸念事項でありますので、これはやっぱり財政、そのときのシミュレーションを取りまして、できるかどうか検討しました。そうしたら、基金を積み上げていくその部分を、ある意味では返済に回すだけの余裕があるんであれば、前もって前倒しで庁舎を建設して返済に充てていけば、できるんじゃないかという自分の中では苦渋で有りましたが、結論は出したわけです。ところが、やっぱり改めて今回こう社会的な部分で、財政についての見直しをしてみると、非常に厳しいという部分が出ました。

それで、もう一回、今度は見直すためにいろんな部署の方に、いろんな事業の見直し、そしてこれからの展望を考えた上で、やっぱりこれはもう財政健全化しないで庁舎を建ててしまつては、これは非常に禍根を残す。そういう意味で 10 年間先のシミュレーションとアクションプランを策定しました。

そして、これも大事なところでありますけれども、庁舎建設についても、今は来年度、再来年度の予算の質問でありました。例えば今、先ほど今予算編成が大事だと申しましたが、先ほどちょっと言わなかったんですけど、来年度予算に、こういう言い方するとおかしいんですけど、前にも何度もお話したことがあります。来年度予算に会津坂下町の幼稚園、小学校、中学校、給食センターの改修の予算も入ってます。これはどういうことかという、公債費です。借金の返済。これが来年度の公債費が70億5,000万か、そのうちの3分の1くらいは、そのとき建てて部分の返済費です。返済費であります、事業費に変わりありません。

そういうことで、今一番財政が厳しくなっているのは、やっぱり公債費が増えていることでもありますので、我々が前やった事業で、いろんな大変な部分、抱えている部分を将来に残してはいけないと私は思っております。

ただ一つ誤解のないように言っておきますけど、小中学校改修してやったことは、絶対、私はよかったと思っています。これは否定しません。これはやっぱり、子どもたちのためにやった事業というのは、絶対我々は推進すべきと思いますし、それに対して我々は負担を負うことは当然であります。ただこれから先を見た場合、我慢できる部分を我慢してやっていった中で、事業を行えるという確信がないうちは非常に厳しいと思います。

ちょっと長くなって申し訳ないです。例え話が悪いですけども、今の社会全体、日本もそうだと思っています。今コロナ禍で緊急事態宣言を出して、これから延長となっております。経済を活性化させるためには、もう緊急事態宣言を解除しろっていう意見もあります。しかし、そうすればもう一回リバウンドじゃないですけど、またコロナ禍で大きな問題になります。非常にそういうところ両睨みで考えていくというのは、やっぱり私トップの責任だと思っています。

ただ、町の財政に関しましては、先ほど申し上げましたように、シミュレーションを取ってアクションプランを組んでありますので、もうワクチンは打ってあります。その間、途中いろんな問題が出ないように、ある程度基金の造成もできる見込みは立っています。そういった意味で今回のコロナ対策にしましても、交付金だけでなく自前の財調基金を崩しながら施策も行っております。

ですから、そういう流れを今止めるべきじゃないと思いますし、そして今の状況というのは、議員の皆さんも小西先生の講演、聞いたと思いますけど、財政運営については、飛行機でいえば自動操縦に入っている。必ずしも私はそう思いませんけど、自動操縦に入っているくらいで、計画を立てたとおりにやっていけば、そのまま何年か後にはなる。ただこれから大事なのは、その着地点を見つけること。早め早めに対応しながら一つのやりたい事業を、施策を前倒しできるような状況にもっていく。そういう状況だと思います。

ですから、やっぱり庁舎問題にしても財政問題にしても、いろんな絡みの中で、こう苦渋の決断をしながらやっていく部分の中の、今回の予算編成でありますので、まずそれをしっかりと議決いただいた後に、これからのことについてお話できればと思ってい

ます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

少し長かったのですが、私が聞いたのは、3 期目を通して、きちっと、つける責任がある。それに対して一つ一つやっていきたいというお話でありました。いつ表明をするのかということに対して、予算審議の後、いずれかのタイミングでということだと思いますが、ある人が待っているとき、どのような態度を示すんだらうと、注目をあびていきます。やっぱり先延ばしをする、優柔不断という批判も免れないのではないかなと思います。この態度を保留している姿勢も、町政の姿勢に通じてしまうんじゃないかという疑心暗鬼も生じる。こういうことについてはどのように考えますでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長 (水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

ご意見はごもっともだと思います。例えばリーダーシップというあり方にとっても、やっぱり本人が思っている部分と、大きな部分では、町民を含めたほかの人がどういう評価をするかです。でも常にその評価に惑わされるような形で自分が動けば、それこそ今の話じゃないですけど、優柔不断になりがちの部分もあります。俗にリーダーシップの取り方というところ、独裁的になっているところはリーダーシップ取っているのかと、あるいは積み上げ方式もあります。

さっき申し上げましたように、1 期目のやっぱり機構改革というのはトップダウンでやったと思っています。その後の財政健全化に向けたアクションプランというのは、各課の職員の人たちからいろいろ積み上げていただいた中で、それを選択しながら、優先順位を考えながら調整した決断を私は決めたと思っています。

最終的にリーダーシップというのは、責任を取れるか取れないかだと思っていますので、その部分に対しては結果責任になります。そういう意味で、今は次にどうするかというのは仮定の問題でありますし、今大事なのは私の3 期目じゃなくて、これからの4 年間、町をどうするかというのが一番大きいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

町の発展にどのように関与するかという、このことについて、先ほど答弁をいただきました。その中に、そしてこのことは初日の町長の施政方針演説の中にも含まれていたことなんですが、令和3年度は、組織機構の見直し、機構の変化というのを、改革というのをあげてらっしゃいました。その結果の一つとして、12月に何らかのことを示したい。この組織機構の見直しを自らの手で成し遂げるといふふうに私は理解したんですが、それでよいでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

これも確かに表現が難しいんですけども、ご承知のように、やっぱりリーダーとして私はこの立場におりますけれども、町の施策事業は、全体で動いています。そういういろんな予定行につきましても、今ほど財政シミュレーションを10年後、あるいは振興計画10年後を見るように、その都度その都度の判断じゃなくて、長いスパンで見えますので、最終的な結論が出る前に決断すると。それはちょっとわかっていただきたいと思いますけれども、やっぱりそれは大事だと思っています。その流れの中でつなげていく部分。

ですから、何回も言いますように、会津坂下町は振興計画をつくり、前期、後期の基本計画をつくり、3年間の実施計画をつくり、そして年度通しの予算をつくる。その一連の流れになっていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

一連の首長としての流れであるというところだと思います。私は今、一般質問させていただいているのは、齋藤町長の2期目に対しての、私からの最後のものです。若宮の出身者としての一責任としても、そして私は勝手かもしれませんが、私からの友情と、そして町長の尊敬の中で、聞きにくいこともあるのですが、またもちろん答えにくいこともあろうかと思いますが、あえて認識を伺います。

1 番の首長としての行動をどう評価しているかということなんですが、前回、12月の定例会一般質問で、私は町の行政評価、ばんげの通信簿なるものについて伺いました。その答弁としては財政健全化比率が改善したことをあげられていました。実は通信簿に

は内申書というものがあります。町長自身のリーダーシップ、いわゆるそういった内申書、それはどのようにどう考えておられますでしょうか。その評価について伺いたいと思います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

通信簿も内申書も本人が書くものではありません。これはやっぱりほかの人がどう評価するかです。ですから、議員の皆様からは、常に厳しい意見をお伺いしていますが、それが私に対する評価だと思って、常に自覚しておりますし、認識しながら事業施策の執行にあたっていきたいと思っています。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

それでは、3月3日の読売新聞だったんですが、菅首相の評価ということで記事が載っていました。指導力、危機管理能力、説明力が、当初から見ると半減してしまうと、これ評価ということです。その一方で、親しみやすさ、誠実さというのは肯定的な評価ということで、すごく私たちから見ても評価がわかりやすいなというふうに思って、その記事を読みました。

私は町長の応援団の一人として、親しみやすさとか誠実さというのは、うんと高いと私は勝手に思っています。しかし、説明力というのは、説明して、すごく納得するなというそういうところも高く評価をしているんですが、齋藤町長ご自身ではどのように評価なさっていますでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

これは非常に難しいです。私の性格の部分もありますし、やっぱりいろんな、どの組織でもそうですけど、首長を見て、首長の色が出ている組織、あるいはやっぱりうまく調整している組織、そういう意味では、先ほど申し上げましたように、トップダウンのリーダー的な感覚と、調整した中で責任を取るというリーダー的な感覚、これ繰り返し

になりますけど、私は1期目と2期目で違うリーダーとしての取り方だったと思います。でも、それはその時代時代によって違いますし、要望される部分も違います。

ただ、先ほど来、出ていますように、これからコロナ禍とか、震災も10年になりますけども、そういう危機対応のあり方としては、やっぱりこれからはもっともっと発信する、発信するというか、考えた中で、安心感を与えるられるような表現力のもっている方も必要かなと思っております。自分の中にあればなと思っております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

お話したいことはたくさんあるんですが、今、発信という話が出たので、3番の町長の考えや活動の発信をどう考えているのか、一部ですけれども、そこにちょっとお聞きしたいと思うんですが、町長の発信の中には、町広報紙、スマイルトークというのがあります。その毎号、毎号、楽しみにしているんですが、私はこのスマイルトークも、それはそれで和んで、すごくいいのであります。しかし、町長の困っているようなところも、こうやって活動してきたという、汗の匂いがするような、そういう、奮闘記なるものを載せたほうが、私は町長の姿が、活動が出ていいのではないかと、実は思っているんですね。このスマイルトーク、結構大変だと思って書いてらっしゃいますか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

このスマイルトークにつきましては、やっぱり広報を出す中で、いろんな問題だとか議論があります。やっぱり今、議員がおただしのように、もっといろんなかたちで訴える部分もあっていいんじゃないかと。ただ、町の広報紙としては、やっぱり両睨みじゃないですけども、厳しい、厳しいだけがほとんどです、財政に関しましては。そうじゃなくて、ほのぼのとした部分もあったほうがいいんじゃないか、歳時記的なものあったらいいんじゃないかという、これは職員提案もありますので、ただ、議員がそうおっしゃるのであればということではないですけど、常にそれは考えながらやっていることであります。次にスマイルトーク、同じように出たら、それは勘弁願いたいと思います。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

これまで、またちょっと前後してしまって申し訳ないんですが、これまでいろんな定例会の一般質問を始めて、いろんな会議など、議論させていただきました。しかしこのように1対1で私と町長が直に相對してのことがあまりなかったかなというふうな思いがあります。ということは、職員さんとは1対1でいろんな質問をすることが非常に多かったんですね。ですけれども、ここぞというときの答弁を期待したそのときに、町長が出てくるという、なぜか私の中の記憶では薄いです。前にそのことを伺ったことがあって、職員の皆さんの成長のためだとか、いろんなことはあると思います。やっぱり職員のみとの議論になってしまっていて、まるで首長自体が不在のような感覚も持ちました。

町長のその核心といいますか、そのことが本当にそうなのかなというふうなことが非常に多かったわけなんです。この前のところも実はあったんですけれども、そういときに、町長がしゃべってくれたら、みんな納得して、分かりやすいし、説明力も抜群だしというときに、なぜそれが出なかったのかなというのがあるんですが、町長自身はそのことに対してどのようなことをお思いでございますか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

確かにご指摘の部分がわからないことはございません。ただ何回も申し上げますとおり、町の施策というのは、やっぱりトップを含め末端職員まで同じことを共有していることは原則であります。ですからどんなことを誰に聞かれても、特に課長クラスの人たちがどんなことをどういうふうに聞かれても、ある程度は答えられる部分があると思います。そして、私がいる席で、課長の方はここにもおられますけれども、答弁した中で、私の考えと齟齬があった場合は、私は手を挙げて訂正なり、お話なりします。でもそうしないで済むということは、むしろ組織内が統一されて、行動して事業を行っているというふうに解釈いただければと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

なんともそれだと、町長の考えとは随分違うことが今でも発せられたのではないかと、非常に思うときがありました。先だってもやっぱりそう思いました。ですけど、そうい

うときに町長が言ってくれば、ああ、違うんだなというところが、核心が伝わってくるんですが、やっぱりそのことが薄いのではないかと感じています。今でもそのことは消えません。

一方、新過疎法制定にかかる支援要望活動の報告が町長よりありました。陳情4日前の地震で東北新幹線が止まって、上越新幹線を利用しての上京して、陳情をされたと、大変だったと思います。総務省をはじめ国へのアポだったので時間がかかっても陳情してこられたという話があって、実はその報告を受けたときには、私は町長が汗をかいたんだなと、そのように汗の匂いというか、そうことを感じる事ができたんです。そういう感覚というのは、あんまりなかったんです。私たちが実は期待していたのは、そういった汗の匂いだったというふうに思っています。そのときの行動が動画となって生き生きと感ずることができました。

抽象的なものばかりだと、なかなか汗の匂いが感じないんですけど、具体的な行動には、やっぱりみんな、よく頑張っているとか、向こうに苦勞して行ったんだなと、そういうところが伝わってくるんです。この辺のギャップについては、どのように感じますか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

確かにこれはやっぱり私の性格かもしれませんが、ただ、誤解のないように申し上げますけど、いろんな全協、あるいはこういう議会を含めて、私に指名を受けた場合は、当然答弁します。これ当たり前といえども当たり前なんですけども。そういう中で、やっぱり私的には、今本当に財政を含めて町行政が厳しい時代にあります。町民の皆様にもいろんな負担をおかけしながら事業を執行している段階でありますので、その対応している課長さん、あるいはその下の班長さんまでくらは、全ての部分に対してはある程度理解する必要があると思っていますので、そういう形でやっています。

今回の要望につきましても、一つ継ぎ足して申し上げますけど、過疎指定から外れるというのは非常に大変なことです。これはもうそういう意味で、経過措置を含めて要望に行ったわけでありまして、過疎指定から外れたというのは、人口の減り方が少ないということなんですね。これは本来なら喜ぶべきことなんです。それに対応したのが、いろんな今までの政策があったから、俗にいう自然の動態じゃなくて、社会動態によって減少率を少なくした。その結果、逆に今度は財政面で厳しくなるという、非常に難しい部分があります。

そういう意味で、国のほうに要望に行ってきたわけでありまして、その部分も、とりあえず行ったということは、私が行動しましたので報告しましたが、それに向けて、こういう状況だということは、それぞれ今回の予算もそうですけど、それぞれの課の中

でいろんなことを絞りながら、実際やっている部分がありますので、そちらのほうも評価していただくというか、それを見ながら今回の予算の議決を賜りたいと思っています。

ちょっと話がずらした感じになりますけど、議員おただしの部分は、たぶん私の性格が大きく占めていると思いますので、それもやっぱり他人からの評価だと思って承っておきたいです。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長 (水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

陳情などの実りが、結果として薄くなっても、町長がそのように汗をかいているんだなと感じることができると、町民は、拍手でお帰りなさい、ご苦労さまでしたと、やっぱりそういう声で発すると思います。どこに行ってもそういう拍手が待ち受けているんだと思うんですね。そういった外とのせめぎ合いはどのようになさっているのか、そういうこともしっかりと皆さんに広報を通じて、奮闘記としてでも何でもいいんですけれども、そうやって示すことが、やっぱり信頼なんだと思うんです。

こういったことが、やっぱり広報も通じて見直し、私は広報もですね、ちょっと話、また広報のほうにいつちやいますが、町長の専属広報官というのは、町商工課のちょっと選考問題もありましたけれども、町長にもそういう広報官みたいなのもあってもいいと思うくらいなんです。

ですから、そういう意味では町長の頑張っている姿、考え方というのを、いつでも、誰が、ホームページでも構わないんですが、いつでも、今の考え方、1 ヶ月前とか1 年前のあいさつばかりではなくで、こんなふうやっている。または首相の1 日、新聞がありますけれども、町長の苦労話でも、一日でもいいから何か載せさほうがいいんじゃないかなと、私、広報、すごく大事にして気にしているんですが、そういったお考えは、この後どうでしょうか、考えられますでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長 (水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

広報については、常にやっぱり考えていくべき部分はあると思います。これは時代によって違いますから、広報の仕方が。ただ一つ、私が苦労している、していないといのは、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、今回の予算もそうでありますけど、一つの事業施策を決定する前には、いろんな取捨選択があります。これは本当に町民から要望ありながら、できない部分。あるいは職員のほうから、ぜひやりたいといっても

できない部分。そして、これからのいろんな地方、あるいは近隣町村も含めた、コロナもそうですし、DXもそうなんですけど、よく皆さん新聞報道や何かで、ほかの地域の何か出てくると、なぜできないかというの出てきます。そういうことも、いろんなこと含めた中で、その苦勞を乗り越えて、職員一丸となって最終決定を出したのが、それは施策であって、それはリーダーとしての責任を持った中での決定であります。その部分で苦勞話を出すというのは、いろんなところで話すのはいいかもしれませんが、それはやっぱりちょっと違うんじゃないかと、私の中では思っています。

ただ、いろんな意見の積み重ねの中でやる部分というのは、いろんな意見交換あります。例えば今回も一般質問いっぱいですが、議員の皆様からいろんな意見、あるいは提案されます。それぞれ皆さん、町民の皆さんから背負ってきた部分ありますでしょうし、自分の思いを述べている部分もあると思います。それを一つに結集してまとめていくのが、我々に課せられた課題でありますので、その点もご理解いただきたいと思えます。

ただ、そこを含めて、何らかの形で、これからだったら、特にこれだけ情報社会になりますと、広報のあり方というのは非常に大切になりますので、それは検討していきたいと思えます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

時間が少なくなってきましたので、大事なところをもう一回確認をさせてもらいたいんですが、町長のこれからの3期の立候補についての意向は、予算審議の後でお話したいという話でした。今回の予算の中で一番町長が、一番重点的に思っていること、今一つだけで結構ですので、ちょっとあげていただけませんか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

これは非常に難しいもので、全て重要です。それはご承知のように、今、財政健全化に向けた取り組みというのは、本当に一番重要でありますので、それに向けた一つずつの取り組みがより大きな問題になっています。そして今回の予算につきましては、やっぱり大きいのはコロナ対策もあります。コロナ対策については、この間の補正予算も含めながら、皆さんにお示ししますが、それについてもいろんな形で、それによってどのような方向にいくかといのは変わってきます。国の交付金、あるいは県からのいろんな

指導を含めながらやっていった中で、自前のできる部分をどうやっていけるか、これはやっぱり今回の三つ、四つの点について繰り越し事業の中で申し上げましたけど、やっぱり2年度繰り越して3年度につながる部分もありますので、それをどうやっていくかなので、ここで一番大事な部分といたら、一つの事業施策じゃなくて財政健全化に向けた、本当に1日でも、1年でも早めに新たな着地点を見つけて、次のステップに進めるという一つの緒となる予算にしていきたいと思っています。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

財政健全化の話は、先ほど来、受けているところですが、研修させていただいた中で、小西先生は、町の健全化作業が自動操縦というお話をされて、町長もこのこととお話をしていました。時々刻々と変わるその町政というのは、その自動操縦でいいのかどうかという懸念は私は持っています。パイロット、いわゆるリーダーがいなくても勝手に飛んでいくんだと、町長が不在でもいいのかという、そんなイメージも浮くんですが、いかがでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

自動操縦というのは、言葉の意味もありますけど、財政再建に向けた取り組みをそのまま続けていけば、とりあえず基本的にはそれでいけるということです。そして飛行機もそうですけど、自動操縦あったからって、パイロットが寝ていることはありません。パイロットも副パイロットも含めて、常に周りの危険を感知しながら、そして自動操縦であっても常に方向を、若干の方向付けできるような、これは船もそうですけれども。そういう中での取り組みの意味でき自動操縦でありますので、安定していけるということは絶対にありません。これはもう我々も勘違いしていません。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

4番では町長のリーダーシップを發揮した事務事業と、このかなりの時間で予定を私

はしていたので、時間がなくなってしまったんですが、市町村役場機能緊急保全事業というのがありますよね。これがいわゆる、これを利用して新庁舎建設を考えていたんですが、建設は断念したと。こういった事業の延長要望というのは、ほかの町村では結構やられているようなんですが、当町ではこの事業の延長要望はしたかどうか、ちょっと伺います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

これはご承知のように単年度だけじゃありませんので、長期的なものになりますので、延長要望するところまで、まだ金額がっていないということです、そのとき考えるべきことだと思っております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

せっかくこの保全事業の助成があるというところを利用してというところだったので、それが今切れてしまいそうなんですが、延長要望をやっぱりすべきだったと思います。

そのほか、先ほどの予算はどこが大事かというところでは、全部だという話、それはもっともだと思うんですが、この後の議員各位の皆さんから、また同じような質問あるかと思えます。ちょっと私はそのリーダーシップ、事務事業については、やっぱりいろんなところで大事だと、顔を出してもらいたいんですね。その顔というのは意見も当然でありますけれども、いろんな面に行き渡っていきます。

教育行政のリーダーシップ、これはまずどのように考えているかどうかと、それとちょっと時間がなくなってきたので、教育関係では、これはまた後で質問をしようかなと思っています。いわゆるわが町はいじめ問題を抱えていました。まだ解決はしていないと私の中では思っています。このいじめ問題についての、中学校いじめ問題についてのリーダーシップというのは、どのように考えられていたのでしょうか。当時としては教育委員会なり、学校なりの対応がいっぱいあって、こんなにこじれるとはきっと思っていなかったかもしれません。この教育行政として、その中の一部。

◎議長(水野孝一君)

渡部正司君に申し上げます。

ただいまの質問は通告にないと思われしますので、ご注意願います。

◎6番(渡部正司君)

ではもう一回戻ります。

事務事業には教育行政というのは、とても大事なものがあります。ここについてのリーダーシップはどのような管理が現在されていますでしょうか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

教育行政については、基本的には教育委員会が独立して行っております。ただ先ほど来申し上げましたとおり、やっぱりこれから町の将来というのは、子どもたちにかかってくる部分がいっぱいあります。ですから、最初に申し上げたとおり、1期目については、やっぱり子ども課を創設し、そして教育委員会をこの本庁舎に近いところに、常に連携を取れるような形で持ってきた。そしてその中で進んでいることでありますし、やっぱりこの教育に関しては、特に会津においては、あえて名前を出すこともないと思いますけど、やっぱり秋月悌次郎が山川健次郎や、奥平謙輔、敵方にでも預けるくらいの頑張りがあった。お隣では、よくいわれます米百俵の小林虎三郎さん、米沢では上杉鷹山、やっぱりこういう人たちの、昔ならではの、やりながら、子どもたちの未来について我々が邪魔しないように。むしろ押し上げてやれるような、こういう形を皆さんで取れるような環境づくりが、私は教育にとって一番大事だと思っています。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

リーダーシップを本当に期待しています。町長の声が町の施策ということではなくて、町長がこれをやったんだよという表現で、町の人からいろんな声がかかるような、そういうことをやっぱり期待したいんです。先ほどの答弁の中では、執行部の皆さんが答弁したら、当然ながら町としての意見だ、それはそうなんだと思いますが、それにしても変だなと思うところがあって、そのときにぱっと言ってもらえば、すっと落ち着く。そういうことも結構あったと思いますので、そういうリーダーシップもぜひ発揮してもらいたいと思っています。

最後になりましたが、私は町長の応援団の一員として今で申し上げてきました。これからは同じようになるかもしれません。私の質問は何を残したんだろうなど、いつも思いながら考えているところです。町民のために汗の匂いがするような、そんなリーダーシップを発揮してもらいたい。最後ですが、町長のそういった誠心誠意、それが毎日を全力で営んでいる町民の心に届いて、町発展の動力になることを切に願っています。

質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、渡部正司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、11番、五十嵐一夫君、登壇願います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）（登壇）

11番、五十嵐一夫であります。通告の順に従い一般質問を行います。

私は1月に坂下高校の統合について民意の調査をしました。ご回答いただいた方には、直接結果についてお知らせできませんでしたので、この場をお借りして報告いたします。

1月30日福島民報、社会面29面の右下に民意調査の意見広告として、報告をいたしました。気付かれなかった方もいらっしゃると思います。

「坂下高校を大沼高校でなく、会農高に統合すべきである」最終集計、回答調査票155、賛成407、うち町内354、町外53、反対0でした。ご回答いただいた方のご協力に、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

今回の一般質問は、この民意調査をどう受け止めて町長はどう行動したかと、町長退職金廃止・不支給への取り組みをするよう、町長の政治姿勢を問うものであります。

またほかに、区画整理事業、集会所の立地、ゴミの不法投棄対策の3点について質問をするものです。

通算83回目の一般質問となります。

第1に、町長の政治姿勢を問う。であります。

坂下高校と大沼高校を統合しての新校名を、県は今年1月に発表しました。坂下高校同窓会は「坂下・大沼高統合」反対の要望書を2019年12月提出しています、坂下高と会津農林高を統合の実現をというものです。政経東北よりです。また2021年1月11日には、新聞折込チラシにより「坂下高校を大沼高校でなく、会農高に統合すべきである」との賛否を問う、坂下町内を対象にした民意調査を実施しました。県教育委員会は民意調査により危機感を募らせたのか、1月14日に新校名を発表し、2月県議会に条例案を提出するとの報道がありました。

民意調査の結果は町長もご存じと察しますが、坂下高校と会農高に統合に賛成が100%でした。この坂下町の民意という「新しい情勢」を受け、町長は町民の意思を県に強く示し、行動を起こしたでしょうか、答弁を求めるものです。

統合問題が提起されてから、坂下高校と会農高の統合の実現のために、町長はどのような行動をしたのか。新校名が発表され、統合は後戻りできない状況であるが、これからの統合について交渉すべき事案があると思われるが、町長は坂下町民の意思を最大限に取り入れられるよう積極的に行動する意思があるのか。

町長退職金について、退職金は1期4年限りとし、不支給あるいは廃止するよう叫んできました。町長の任期満了を迎えこれが最後の質問の場であり、今期の退職金の不支給・廃止についての取り組みを望むものであり、次のことについて質問をいたします。

1、坂下高校を大沼高校でなく、会農高に統合をすべきという町民の要望について。

(1) 今まで坂下高校と会農高の統合の実現のために町長はどのような行動をしたのか。

(2) 坂下町の民意調査を受け、町長は行動を起こしたか。

2、町長退職金について、2期目満了を迎え不支給・廃止の取り組みについて。であります。

第2に、東第一地区土地区画整理の抜本見直しについて。であります。

区画整理の進捗が着工以来、いつ完了するかわからないとっていいほどです。今般区画整理の抜本的な見直しをするとの方針が、アクションプランの説明において示されました。2年度中に方向性を示したいとのことですが、期待に沿えるような見直しを示していただきたいものです。

今回見直しにあたり、区画整理地区の中で大きな面積を占める県有地についてどのように扱うのか問うものであります。

県有地は以前西部ライブセンター構想のもと、用地として留保した土地です。現在の利用方法は何も計画がないと聞き及んでいますがそうなのでしょうか、土砂置場や資材置場として一時利用されているようですし、草や灌木が生い茂り、枯草は火災の恐れ、広大な空き地は防災・防犯面で問題もあります。区画整理の目的の一つに良好な住環境の向上を掲げているのではないのでしょうか、区画整理の見直しで、県有地の利用についてを示していただきたく存じます。

また、通称原街道の延伸接続先の、県道喜多方線との交差点に位置する酒造店についての計画も伺いたく、次のことについて質問します。

1、県有地の利用計画について見直しでの、町の考えと県の考えを伺う。

2、区画整理最大の難問と捉える、酒造店について見直しの方針があるのか、事業の進行を伺う。ものであります。

第3に、町は地区集会所建築に際し、町より補助を支出していますが、集会所の用地の立地条件を町はどう考えているのか。であります。

集会所は地区の行事の執行や、地区民の集会・催事等多方面に使用されます。

集会所が新築されますと、使用頻度も増加し、地区のコミュニティとしての重要性が増します、また災害時は避難所として、災害指揮司令の機能を果たす使命も持ち合わせています。集会所にはそのようなとき、機能を発揮できるかも求められているのではないのでしょうか。

今般、新町自治会館が完成しました。新町自治会館の立地は道路事情が整備されていません。現在の自治会館の通りは、道路が狭隘で冬場は通行が困難も危惧されています。自治会館としての機能を果たすべく道路の整備が求められています。

これから新町自治会館には、自治会館の機能を常時発揮できるよう、道路の整備が求められます。町は自治会館の建設を認めた以上は、道路の整備を早急にしなければいけ

ませんが、どのように考えているのでしょうか、今後の地区集会所を建設する際の立地条件について、決まりをつくるべきと考えます。そこで次のことについて質問をいたします。

1、町が新築整備に補助をした新町自治会館は、会館が面する道路の整備が求められるが考えを伺う。

2、地区集会所設置の補助について、一定の道路基準を設けるべきと考えるが見解を伺う。ものであります

第4に、ゴミ不法投棄対策として、ゴミ集積所に監視カメラの設置を。であります。

坂下町はゴミの分別を町民に理解していただき、ゴミの排出量は会津広域圏管内では優等生です。ゴミの分別の徹底を住民に求めれば求めるほど、不法投棄が減少するわけではありません。高齢者にはゴミ処理が大変な方もおりますが、今回は後を絶たない不法投棄です。自己の意志により不法と知りつつ行うのですから、これは犯罪行為でもあります。

ゴミの集積所には各地区では環境美化委員なるものを選任したり、当番をあてたりして、不法投棄の抑止に取り組んでいるようです。しかしなくなりません、どうすればいいか、一つの方法として集積所での監視カメラの設置は効果があるのではないのでしょうか。区長自治会と協議して、希望する区・自治会に監視カメラによる不法投棄の抑制を図ってはどうか。不法投棄の実態を含め次のことについて質問をいたします。

1、粗大ゴミの不法投棄の実態について、現状と対応について伺う。

2、集積所における不法投棄の実態、現状と不法投棄がなされた後の処置についてどのように対応しているか。

3、町の対応策の一つとして、集積所における監視カメラの設置支援の考えはないか。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時02分）

再開は11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時15分）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

11 番、五十嵐一夫議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

福島県教育委員会は、本県における人口減少、少子高齢化、過疎化への対応などの課題を踏まえ、高等学校教育に求められる人材育成や地域との連携の推進等に対応するため、県立高等学校改革基本計画及び令和元年度から令和 4 年度までの前期実施計画を策定いたしました。実施計画には、県立高校の再編整備が盛り込まれ、坂下高等学校と大沼高等学校を統合する方針案が示されました。

私は、令和元年 7 月に大沼高校、令和 2 年 1 月に坂下高校で開催された「県立高等学校改革懇談会」において、坂下高校と会津農林高校の統合を基本としながら、慎重かつ時間をかけた議論をすべきであるという発言をしております。また、県教育長と面談した際には、坂下高校と会津農林高校の統合について申入れを行ってまいりました。これは、坂下高校同窓会や保護者の方々のご意見を民意として受け止め、行動したものであります。

県立高等学校の統合は、少子化による中学校卒業見込者数の減少を見据え、学級数を減じることで対応してきた本県の高等学校教育の質を維持・向上していくための方針として提起されたものであります。今後も、児童・生徒数が減少していく中であって、5 年後、10 年後の子どもたちの未来に向けた教育環境の整備が求められるものと考えております。

県立高等学校改革基本計画の理念である「未来を切り拓くチャレンジ精神を持った人づくりを推進すること」を実現し、高等学校教育の充実が図られることを期待しております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

私からは、ご質問の第 1 の 2 についてお答えいたします。

町長の退職手当につきましては、県内の市町村等が加入しております福島県市町村総合事務組合の条例において規定されており、在任期間中の給料月額をもとに負担金を支出し、任期満了後に退職手当を受給することとなっております。2 期目任期満了後につきましても、組合条例の規定どおり退職手当を受給いただけるよう手続きを進めてまいります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

私からは、ご質問の第2の1から第3の1についてお答えいたします。はじめに、第2の1についてお答えします。

現在、区画整理事業としてお借りしております県有地につきまして、町として具体的な利活用方針は決定しておりませんが、将来的に公共事業用地として取得することについて、令和元年度、県と改めて確認をいたしたところであります。取得にあたっては、その財源の手当てを含め、令和6年度を目途に県に具体的な用途を示す必要があることから、利活用方針の早期決定に向け、関係各署との協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2についてお答えいたします。

現在、坂下南幹線から北上する形で建物移転等を進めておりますが、現時点においては当初の計画に沿った形での施行となっており、最終的に酒造店につきましても移転をお願いすることとなります。現在、道路築造を予定している箇所について65%程度まで移転を完了し用地を確保していることから、ここから酒造店を避ける形に計画を変更することは非常に難しいと考えております。

また、仮に酒造店を避ける形に道路築造の計画を変更する場合は、県道喜多方・会津坂下線側を現在の町道に合わせる形が必要となります。この場合も県道沿いに大規模な家屋移転が伴いますので、こちらも実現は非常に難しいのではないかと考えております。

以上のことから、大規模な変更が困難であるため、現在の計画に基づいて引き続き区画整理事業を進めてまいります。

次に、第3の1についてお答えいたします。

新たに建設された新町自治会館が面する町道新町東裏通線につきましては、建築基準法第42条第2項に位置付けられている道路でありまして、幅員4m未満の箇所においては、その中心線から水平距離2mの線をその道路の境界線とみなす、いわゆる2項道路であります。当路線に面する土地において、幅員4m未満の箇所に建物等を建てる際にはセットバックをしていただき、承諾を得られた箇所から用地を取得し、ある程度路線として連続した用地が確保できれば、道路の整備をしていきたいと考えているところであります。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

私からは、ご質問の第3の2についてお答えをいたします。

地区集会所建設費等に対する補助金につきましては、各地区のコミュニティの場であ

る集会所の設備充実や周辺の環境整備のための費用の一部を負担し、住民生活の活性化と行政情報等の周知徹底を図ることを目的に補助しております。

また、地区集会所の建設及び場所等につきましては、各地区の区長・自治会長を中心に地区住民での話し合いにより、その地区の利便性等を考慮し決定するものであり、町としましては、建築基準法及び消防法等の法令を遵守しているものであれば、別に基準を定めるものではないと考えております。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第4についてお答えいたします。はじめに、1についてお答えいたします。

不法投棄とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に反して廃棄物を捨てること、放置する行為が該当し、町職員のパトロール及び行政区長からの報告さらには、福島県産業廃棄物不法投棄監視員からの連絡があれば不法投棄状況の確認をしております。

令和2年度の不法投棄報告件数は16件あり、うち各行政区のゴミ集積所以外では、大規模林道近辺で4件、ほかに中山間地域で2件ありました。投棄物の種類としては、ホイール付きも含めたタイヤが多く、他には家電類・家具類などがあります。

町では警察にも通報し、現場確認の同行、そして内容物の確認も行っているところですが、投棄者を特定するまでには至らず、町で回収・処分をしているのが現状です。今年度についても、不法投棄の箇所も多く、専門業者による委託料も予算枠を超えております。特に今年度は、廃棄タイヤの不法投棄が約250本あり、何回かに分けて、町職員が会津若松市の環境センターに直接搬入し、処分したところでもあります。また、不法投棄があった箇所には、不法投棄禁止の看板も設置し、啓発を促しているところでもあります。

次に、2についてお答えいたします。

ゴミ集積所における不法投棄につきましては、今年度、各行政区より町に10件の報告を受けております。報告内容としては、パソコン・家電リサイクル対象品などが見受けられます。また、収集日以外の異なるゴミを出すケースも多く見られ、町・行政区とも処理に苦慮しているところでもあります。

これら対応については、基本的に行政区単位で自己完結していただくことで協議をしております。未回収シールを貼り付けることで、悪意のない排出者はそのゴミを持ち帰るケースもありますが、そのまま放置されたゴミは行政区で処分している場合もあります。しかし、家電リサイクル対象品などでその処分に費用がかかる場合には、町で処分等の対応をしている事例もあります。また、近年は外国人のゴミ出しマナーが悪い行政

区もあり、その都度、町から雇用する企業や外国人が住まわれるアパートの不動産管理者・仲介者を通じて指導しているところでもあります。

次に、3についてお答えいたします。

現在、町では、各行政区に環境美化推進員を委任しており、ゴミ収集日には環境美化推進員が立ち会って不法投棄の監視・ゴミの分別の指導をいただいています。また、不法投棄が多い行政区では不法投棄防止の立て看板を設置したり、通常より早い時間から監視したりと工夫を凝らしていますが、不法投棄はなかなか後を絶ちません。

このような現状を踏まえ、頻繁に不法投棄行為が行われている場所、または、継続的に不法投棄があると想定される場所は、町が保有している3台の監視カメラのほか、県の監視カメラ貸与事業を活用し、監視カメラを設置することにより不法投棄行為の抑制につなげたい考えであります。今後も警察署をはじめ各行政区・環境美化推進員・県監視員との協力体制を密にし、不法投棄防止に取り組んでまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問あればお願いします。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

順に従って再質問させていただきます。町長はいろいろ答弁の中で、県とも折衝をしたように聞いておりますけれども、この答弁の中で、ちょっと私はお聞きしたいのは、民意調査を1月に実施して、その結果が坂下では統合について全て賛成なんですよね。反対は0というような結果。その結果というのを重く受け止めて、県のほうと折衝するということはしなかったのか、そこについてお伺いしたい。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

この件につきましては、アンケートや何か取る前に、最初から私は民意だと思っていますから、それをもって行動しています。最初に坂下高校を統合するなら会津農林高校ということをお話したのは、もう3年前になります。2年前には坂下高校の同窓会の方々と一緒に県の教育庁、行ってきましたが、その前から折衝した中で、少なくともご承知のように、県の方針として、前から一つの町村に二つの県立高校は置かないという方針がありました。そのときから、もう、そうすれば坂下高校は会津農林高校と統合になるのは、当然当たり前だと思っていましたし、そういう話もしていました。

ところが、その部分が震災で延びて、今回、県の教育長のほうからこういう改革が突然出されました。その都度、その時点でもやっぱり教育長とお会いした場合には、やっぱりこれともとの歴史から考えたら、坂下高校は会津農林高校に一回戻してくださいと。そして、その後の改革を考えてと言ったら、言ったらってごめんなさい。という方向は言っておりますし、それに基づいて、その後に坂下高校同窓生の方と私も、当時の町の議長さんも一緒に行って要望してきました。

ですから、この民意は確かに大事でありますし、我々はその前に民意を先取りしてやっています。これは議員の皆様も同じだと思います。一つ一つ提案するごとに、皆さんのお考えをお伺いする前に、自分自ら判断して意見を述べると思いますし、そういう方向で私もやってきています。以上です。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

町長がね、民意ということで、それは先取りしたということ言ってますけども、オープンで強い民意が示されるというのは今回が始めてなんですよ。反対0なんて。やっぱりそういったことを県のほうと、新しい情勢が出たんだから、それにしがって交渉するのが長の務めだと私は思います。だから、その後何をしたかということなんです。

でね、ちょっと私、今回こういう行動をして、ちょっとよくわかったことがあります。申し上げます。福島県の教育委員会の方針によって、県も県議会も動かされているんです。この方針によってね。議会が県を動かすくらいでないと本来はいけないんです。県議会の私は存在意義を問いました。存在がないんですはないかと思いました。

あと県議会、ですから、地元の県議と話したんですけど、県民のことなど考えていない。自分の会派に所属している以上、坂下のことより会派の方針が優先だという、私、2人で話したけれども、そう申し上げました。

でね、私は県議に言いましたよ、以下のことを考えるんだったら、坂下のことを考えるんだったら、県議を辞職して坂下町民の民意を争点として補欠選挙に臨んでみなさいと、お前、男だろうと言いました、私は。気概のなさに私は失望した。

でね、菅首相の国会答弁、政治家は何をやるのかということ国民に約束している。役所の言う通りが仕事ではない。福島県の教育委員会の進め方に疑問を持ったら、交渉するのは、政治家は町長、県議の役目なんです。この国会答弁を踏まえて、どういふうに町長は感じられたでしょうか、お伺いします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

県議の部分については、私お答えする立場にございませんので、。。。。。

ただ、方向付けとして、一つの目標に向かってやる場合、いろんなアプローチの方法があつていいと思います。やっぱりそういう意味では、例えばこれは失礼なんですけども、坂下町議会としても、統合については意見書を出しています。これはものすごく大きな部分です。それ通る、通らないというのは相手のことなので、非常に難しい部分がございますけど、そういう意思表示をした中で、町と議会一体となった、意見統一した中でのそれぞれのアプローチの仕方やってますので、これはそれで、その方向でいくしかない。

そして、教育長にも言われたんですけど、やっぱり今回2月議会である程度の方向付けされていますけれども、やっぱり県の教育委員会は、県で決めると。これやっぱり私の経験からすれば、会津坂下町が七つの小学校が統合、二つの中学校が統合したとき、同じような経験しています。やっぱり各地区において学校がなるなると地区が疲弊するから、疲弊するから絶対、複式学級。こういう人もいました、複式学級でもいいと、マンツーマンでもいいと、でもそれは私、絶対違うと思います。やっぱり子どもたちというのは社会に出る訓練をする場所でありますので、やっぱりそういう生活に慣れておるのも実際大事だと思いますし、そういう意味で今の状況があるんです。

私も出た小学校も中学校もいまありません。これちょっと話、語弊がありますけど、そういう先を見据えた部分やっていかないと、今回につきましても、坂下高校の問題もありますけど、今度、会津農林高校にしたって、今度は会津で農業高校一つになります。それをどういう方向に持っていくかと同じ、並行して考えなきゃなりませんし、そしてご承知のように、今回、県の教育庁は、前期、後期、2段階に分けて改革案出しますけれども、10年後も生徒数が少なくなることは見えているんです。

ですからやっぱり両睨みでいくべき、やっぱり坂下と会農、坂下高校と会農が一緒になる部分については絶対いいと思いますし、それもちろんそうではありますが、その後もっと大きな大道的なことまで見据えた中で考えていかないと、この問題は学校終わった人じゃなくて、これから学校に出ようする子どもたちがどういう環境をつくるべきか、これもやっぱりいかなきゃなりませんので、非常にやっぱり複雑な問題を含んでいますが、そういう方向での検討もしていきたいと思っています。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

新聞報道あつてから、2月13日の福島民報では、いろんな団体から出ています。県立高校統廃合で反対の共同声明ということで、地域の願いを尊重ということでやっていま

す。県も、いわゆる発表はあっても戦っているんです。やっぱり最後の最後まで戦うのが政治家気質じゃないですか。選挙のとき、投票箱の蓋が閉まるまでやってやるでしょう、それと同じですよ。そのくらいの気構えを持っていただきたい。何で本気で戦わないのか、私はね、そういったことがあったら、議会を伴って、陳情団をつくるとか、ハンガーストライキするとか、行ってね。本気度を示すんですよ。本気度を示さないとだめです。私は県に行って、教育委員会で土下座してきましたよ、頼みますって。町長の代わりにやってきましたよ。やっぱりそういう何かしらアクションを起こさないといけない。一つ、中島みゆきのファイト、「ファイト！闘う君の唄を 闘わない奴らが笑うだろう」あります。戦ってくださいと申し上げます。

続いて、退職金の問題にいきます。今回で5回目の質問になります。市町村の職員退職組合に加入しているからできないんだということ。私、5回目ですから、これはもう答えは知っています。でもね、全国にはやっているんです、いろんな方法で。できるんです、やればできるんです。できないのか、やりたくないのか、やればできるんです。そこを踏まえて答弁をしていただきたいんですが、やりたくないのか、やる気があるのか、やりたくないならやりたくないで結構ですから、その辺、再度答弁願います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

この条例で決まっているということにつきましては、これ以前、私もこの件について五十嵐議員ともお話をさせてもらったときもあったんですけども、実際にやっぱり町長の月例給決めるのにも条例で定めないと、やっぱり公職選挙法の関係があるというようなことで、そういった形でやっぱり条例で定められる。そういうことに基づいて、いわゆる市町村の総合事務組合の条例でもって、こういう退職金の給付が決められているというようなことでありますので、そのいわゆる政治家のパフォーマンス的なものもあって、以前、栃木県的那須塩原市だと思うんですが、そういったところで条例改正したりして退職金を受給という、退職金、受給っていうか、減らすというようなあれですね。その話があったりとかというようなことがあったわけでありましてけれども、やはり町民なり、住民の受け止め方というのについては、賛否両論があるというようなことであります。

そんな中で、町としましては、当然これは事務組合の条例に則った中で受給していただくというようなことであります。以上です。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

これについては、やったところは、やっぱり算定する退職金、任期満了日の報酬月額を低くするということができます。それで、やはりやった人たちを見ると、公約に掲げていたからやったということあります。でもね、公約に掲げていなくとも、こういったことを、これからの日本の各市町村に発信していく、そういう気構えがあるんだったら、坂下からこういったところをやっていこうとか、町村組合のほうでやっていこうとか、そういった発言をしたりしてやればいいんですよ。

だから、私ここで申し上げるのは、まだ2ヵ月、3ヵ月任期がありますから、この中で臨時議会とか開催してやる気があれば、例えば報酬を、算定のやつを1円とかにすればできるんです。つくば市の例、たまたまこの市長、五十嵐です。この市長は1円にした。受け取ったの22円。今言った那須塩原市、あと栃木県大田原市、そのほかもいろいろやったところあります。任期までまだ時間がありますので、臨時議会でもできますので、私はやっていただきたいと思うんですけども、再度そういったことについてのお考えはないかお聞きします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

再度申し上げますが、市町村総合事務組合の条例のとおり執行をしていきたいというようなことであります。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

やりたくないというふうに私は受け取っていきます。やりたいなら素直にやれると。やっぱり、町長はね、30%月額報酬、ずっと任期中やられたその努力は、本当に尊敬しています。本当は私は、そういったのはやらなくてもいいと思うんですが、ただ退職金だけはそういうふうにしていくのが、これからの時代だと思いますので、申し上げた次第です。

最後に、ここのところで、やっぱり町長の政治姿勢ですので、私ちょっと申し上げますけれども、今聞いた中で、坂下高校の松尾校長の言葉に私ならいます。町長に名誉ある勇退を進めます。これでここは終わります。

東第一地区土地区画整理の抜本見直しです。抜本見直しというのは、どんなものなの

か。一般に抜本見直しとなれば、一からの見直し、大幅な見直し、つまり地区の変更とかね、都市道路の変更とか、一般には思うんですけども、そういったところまで突っ込む抜本見直しなのかお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今現在、区画整理事業、だいたい60%超進んでいるような状況になっております。今回の全体的な見直しという部分につきましては、事業の今現在の進捗状況等々も鑑みながら、全体的な事業費をもう一度積み上げさせて今いただいているところであります。事業計画が令和7年ですか、そのくらいに事業計画が満了するようになっておりますので、その前段として事業計画の全体的な見直し、事業期間の見直し並びに事業の全体的な数値的な見直しも含めて、見直しをしなければいけない時期になっているというふうな状況になっておまして、今その前段の積み上げ作業について、今現在行っているというような状況になっております。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

抜本見直しということは、実際に区画の整理については、国の補助なりもらっているから、やっぱりなかなか本当に地区を変更したりというのは難しいと思うんですよ、私も。ただ、抜本見直しという響き、これを町民に与えると誤解をまねく。やっぱり抜本見直しは何か、そのところをよく誤解のないように説明して進んでいただきたい。

あと県の利用した土地について、ああいう状態ですから、やっぱり今答弁の中でも、なかなか見通しが立っていないといことですので、やっぱりこれは抜本見直しの中で、具体的にやっぱり考えていただきたいということです。

あと、区画整理の最大難関の酒造店です。酒造店と交渉をしたりしているのか、やっぱりここの方は一番だと思うんですよ。外からいろいろやっていると、何か辺りができていくから、何か自然とやらなくちゃいけないのかなという気分になるような感じかもしれませんので、交渉とか、そういったことについて、この酒造店とはコミュニケーションを取っているのかお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

ここの街区につきましては、酒造店さんが一番大きなウエイトを占めているというような状況になっております。私当時、担当しているときからも酒造店さんのほうにはお伺いさせていただいたところでありまして、今現在につきましても、毎月という形にはちょっといきませんが、機会あるごとに顔を出させていただいて、今現在の状況も含めて説明させていただいているような状況になっています。

喫緊では4ヵ月から5ヵ月ぐらい前だったと思うんですが、ちょうどおみえになったということでお話させていただいたという交渉記録も入っている状況であります。酒造店さんのほうに対しても、定期的な訪問、今までの状況の報告等々も踏まえながら訪問するようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今の答弁で、やっているよというふうに、たぶん議員さん、各ほかの議員の方も受け取ったと思いますが、私、1週間以内に酒造店に行ってお話してきました。あなたはど
う思っているのか、ここのやつについて、進行について反対なのか、絶対どけないのか
どうか、そういったことも含めながらしゃべったんです。そうしたら、やはり一番は、
そんなこと話したりしてきたのは初めてだし、社長も、こんなことを話すのも私も初
めてですよというようなことです。ということは、町からのそういったことに対しての、
いろんな相手の置かれている境遇、そういったことをやっぱりよく調べる必要がある。

そして、毎年1回は年頭に行ってくるとか、一番の大きなところだから、やっぱりそ
ういったことを何かマニュアルとかつくって、やっぱりそういうふうにやらなくちゃい
けないと思うんですよ。

あと、それを含めて、やっぱり地区に事業進捗説明会を定期的を実施する必要がある
うかと思うんです。やっぱりどうなのかわからないね。そういったことを考えるんです
が、いかがでしょうか。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議員ご指摘のとおり、全体事業の進捗状況につきましては、皆様方に、地権者の皆様

方にお示ししていくというのが当たり前の行動だと思います。今なかなかコロナ禍の中で集まるという部分も、今回ちょっと企画させていただいたんですが、コロナ禍の中で集まることができなかつたので、文書にてある程度進捗状況を目に見える形でお示しするというのも一つの方法かなということで、今現在いろんな、どういう方法が一番いいのか、ちょっと検討させていただいているという部分でございますので、最低でも年に1回ぐらいは皆様方に、地権者の皆様方に進捗状況、ここまで進みましたよというのをお示ししていきたいというふうには考えているところでございます。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

今答弁ありましたように、コロナ禍でちょっとなかなか集会的なことができないということもありましたけれども、いろんな方法を使ってやっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。特に酒造店さんについては、ご挨拶がてら、1年に1回、あるいは2回ぐらいは、やっぱり意向をよく聞いていただければ、これからの区画整理の進め方に非常に参考になりますと、参考というか、事業をしていくには大切なことですので、やっていただきたいと思います。2は終わります。

第3ですが、地区集会所ですけれども、私も集会所の内覧会に行ってきました。道路が狭いからということで、私は違うところに車を止めて行きました、最初からわかっているから。やはり狭隘な道路がずっと、今答弁であったように、建築基準法とか、消防法に基づいて適合していればいいよって、それは点なんです、自分の前の点。やっぱりここは線なんです、ここに行く。どこから行く線。そうじゃないと火災とかあったとき、ここが本部になったりするときに、入れないとかそういったところではしょうがない。

それで、12月議会でも私質問したんですが、裏通り対策としていろいろ提案申し上げました。ここの新町についても、もう家のないところ、何とか通路をつくれるようなところが、この狭隘道路に行くのにね、大通りから二つほど候補地があるんですよ。そういった方に、やはりいろいろこれからやっていくのに、やっぱり通路、集会所が本当に真の集会所になるように交渉してはどうかと。交渉なんかしたことないと思いますが、やっぱり腫れ物に触れるような感じだと思いますけど、そこをやるのが、やっぱりエリートの仕事なんですよ、役場。役場の方は霞ヶ関の方だから、坂下町の。私はそう思います。

それで、そういった対応をしてみてもどうかということなんですけど、いかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

先の議会でもお話させていただきました。空き地、現在空き地になっている箇所について、道路築造という部分では有効な手段ということには考えているところであります。しかし、その全体的な自治会、行政区さんとの話し合いという部分もございますので、例えば新町さんであれば、新町さんとの、自治会さんとの話し合いの中で、どういふうにして有効的に土地を利活用していけるのか。今、空き地の問題につきましては、全国的にもいろいろな支障等あります。それをいかに活用するような部分も補助制度の中でもございます。その部分も含めながら、自治会さんのほうとお話し合いをさせていただきながら、一番いい方法、自治会さんとしてもいい方法、町としてもいい方法を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

新町さんにやってもらうのは大変だから、やっぱり町がそこに補助を出して社会資本を整備したんだから、整備してお金を出したところが、積極的に関わってやらなくちゃいけないということを私は言っているんです。そういったことをやりなさいというの、それが町の姿勢だ、これからの坂下町をいかによくなるかということ、そういったことを考えて行動していただきたいということを申し上げます。

最後に、ごみの非常に一番聞きたいところは、監視カメラの問題なんです。ある地区で、曜日の違うときに、ごみをどっさり置いていかれた。それでどうしているかという、今度はそれを振り分けて、自分たちで今度指定のごみ袋に入れて、買ったやつを。そして処分をしますよと。そうすると、その労力、あとごみ袋の費用、そういったことがあるんですけども、そういったことについて、非常に出費がかさむので、その辺についてどういうふうに考えているのかと。

あと、監視カメラを設置する支援、町で設置するんじゃなく、いろいろ自治会は監視カメラを付けるといえば、自分たちで工夫して、いろんな作り方があると思うんですよ、安くやるね。だから、そういったことが必要だとあれば、そうし監視カメラを設置するような決まり、例えばこういったことだと補助するよとか、そういったことを考えてはどうかということ。

そして、今コロナ禍で、いろんな予算ので、国からの交付のやつがありますので、そういったことを研究しておくことが大切かなと思います、その辺についていかがでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

ご質問の点について2点ほどありましたので、その点についてお答えしたいと思います。

まず最初に各地区で出た不法投棄物の最終的な管理ですけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、基本的に行政区単位で自己完結ということで協議をいただいているところであります。

あとそれから2点目の監視カメラの件についてですけれども、監視カメラについては、令和3年度より町で、先ほどの答弁にもありましたけれども、町のカメラ合わせまして県のカメラで対応したいという考えにあります。

それと併せてですけれども、不法投棄というのは法律上で5年以下の懲役、そして1,000万円の罰金というふうな、非常に大きな罪になっておりますので、そういったことも、重要性というのも、今後も広報で示したり、あと、それから今後についても警察と連携しながら、なかなか難しいんですけれども、犯人検挙につながればということ、それができれば一定程度の抑止力にもつながりますので、こういったことの運動といたしますか、施策を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

◎11番(五十嵐一夫君)

よろしく申し上げます。終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、五十嵐一夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、3番、物江政博君、登壇願います。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)(登壇)

3番、物江政博でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、第1として除雪対策についてお伺いします。今年は近年になく積雪量が多い冬となりました。雪国に暮らす私たちは、晩秋のころになると、今年の積雪量が気になり、カメムシが多いとか、カマキリの巣が高いとか、低いとかというのが話題になり、あわよくば雪が降らないでほしいと願うものであります。

この会津の地において、雪も生活の一部であります。農作物の収穫を左右する要因の一つでもあります。1年を通じて見れば、最近では12月から始まり、2月いっぱい

ヵ月の積雪が多い時期であり、つまり会津地方ではこの期間は雪との戦いとなるわけですから。雪との戦いといえば除雪になります。

町内の主要道路は、町、県、国と各管轄下で除雪が行われています。しかし、一步路地に入る、私道的な新興住宅の、大きな除雪機械が入らない路地や、駐車場を構えた商店などは生活道路を確保するため、また顧客の自動車のスペースを確保するために、夜間に雪が降ったときなどは早朝から雪かたしをしなければなりません。それはこの地では当たり前のことです。しかし雪の降る日が何日も続くと、当然、雪をかたすスペースがなくなることになります。このようなとき、誰もが目の前の雪の山をどこかに運びたいと考えるのは当然ではないでしょうか。

しかし、当町においては、今は一般の住民が個人的に排雪のすることのできる場所がありません。町民が必要としている、誰でも利用できる雪捨て場の設置について質問します。

1、当町の雪捨て場について。

- (1) 以前はあった雪捨て場がなくなった要因を問う。
- (2) 当町としては雪捨て場の有無を検討したことがあるか。
- (3) 雪捨て場として町有地の利用は可能か。

次に、歩道の除雪について伺います。雪が降るときは車道だろうと歩道だろうと関係なく降り積もります。歩道は生活道路であり、通学路としても利用している区間が多々あります。子育て日本一を掲げている当町の、冬期間における歩道が老若男女ともに、最適に通行できるかを質問します。

2、登校時に間に合う歩道の除雪体制は可能か。

除雪の最後の質問として、除雪弱者といわれます一人暮らしの高齢者の方について伺います。降ったばかりの雪であれば、高齢者の方でも容易に雪かたしができます。しかし、除雪にあたっては致し方ないことではありますが、除雪機が道路を除雪した際、玄関の前に雪の塊が残ることがときどきあります。これを処理するのは容易なものではありません。このような住民への救済策として、どのような対応をしているか伺います。

3、高齢者などの除雪弱者への対応を問う。

次に第2として、有害鳥獣対策について伺います。今年の冬は山野に生息する動物にとっては、過酷なものであったと考えられます。これから山奥にあって雪解けが始まりますが、山菜の芽が出るにはまだまだ時間がかかることでしょう。春になり暖かい時期を迎えると、イノシシやクマ、サルなどの有害動物は一斉に我々人間の生活圏へと押しかけてくると思うと、果樹農家の方や、これから露地ものの作物を始める方、それに稲作に携わる方々にとって、厄介な問題になると察します。

平成30年度に策定された会津坂下町鳥獣被害防止計画によりますと、令和3年度までの被害防止に関する取り組みが示されています。各年度における防止計画が示されているその進捗状況はどうなっていますか。また、何らかの効果が出ているか。そして、またこれからの計画があるのであればお伺いします。

また、鳥獣は1ヵ所にとどまっているものではありません。以前も伺いましたが、隣

接する市町村との連携は進んでいるのか、再度お伺いします。

- 1、令和3年度以降の有害鳥獣の対策と方針を問う。
 - 2、有害鳥獣駆除における隣接する市町村との連携を問う。
- 最後に第3として、交通行政についてお伺いします。

1、高齢者の運転免許返納についてですが、最近、当町においても高齢者の方の運転免許証の返納者が増加している傾向があります。長年自動車を運転された方にとって、自動車に乗れないことは大変不便なものだと感じられます。しかし、高齢者が起こす交通事故も年々増加傾向にあり、ご自身の健康状態や運転の能力を自覚し、運転免許証を返納されることは社会的にも称賛されるものではないかと考えられます。そしてまた、運転免許証を返納してもらいたい高齢者を抱えている家族の方の苦労も忘れてはならないと思います。

ここで質問をします。

- ①当町の運転免許証返納者への優遇措置は何か。
- ②当該家族への支援策はあるか。

以上、壇上よりも質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時02分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

3番、物江政博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第2の1についてお答えいたします。

本町における有害鳥獣対策は、平成30年度に策定いたしました会津坂下町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣の個体数減少に向けた対策及び農地等の適正管理と被害防止対策を大きな柱として、農業被害と人的被害の未然防止に向けた対策を展開しているところであります。

個体数減少に向けた対策では、鳥獣被害対策実施隊と連携し、罠設置による鳥獣の捕獲、駆除にあたり、令和2年度においては、鳥獣被害対策実施隊に延べ848回の出動協

力を得ながら、クマ 14 頭、イノシシ 27 頭、ハクビシン 21 頭、カラス 45 羽を捕獲、駆除したところであります。

また、農地等の適正管理と被害防止対策につきましては、農業者等に農地周辺の草刈りや放置果樹の伐採等、被害拡大抑制に向けた指導を行うとともに、緊急的に被害拡大抑制への対応が必要と判断した場合は、町所有の電気柵を貸出し、設置支援まで行ってまいりました。この様な地道な取り組みを継続してきたことにより、電気柵等設置による確実な被害拡大抑制と個体数減少につながっているものと考えております。

さらに、被害が多発している 4 集落においては、説明会を開催し、鳥獣誘引の一要因である食物残渣の適正処理や緩衝帯整備等、集落ぐるみでの被害の未然防止対策を推進してきたところであり、有害鳥獣対策に対する住民意識の向上につながっているものと考えております。

しかし、鳥獣被害は年々増加傾向にあり、今後もさらに増加することが予想されることから、町といたしましては、農業者の電気柵設置に対する新たな補助制度を創設し、鳥獣被害の未然防止や、拡大抑制に向けた取り組みを支援するとともに、会津坂下町鳥獣被害防止計画をより実効性のあるものとするため、被害防止に向けた重点エリアや具体的施策、行政区や住民、町の役割等、対策に活用できる補助制度等を明確化した実施方針を策定し、町、行政区、関係機関が一体となり、より迅速かつ効果的、集中的に有害鳥獣対策を講じてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第 1 の 1 と 2 についてお答えいたします。はじめに、1 の (1) についてお答えいたします。

以前は、県道喜多方会津坂下線八千代橋上流側旧宮川の一部を雪捨て場として開放しておりましたが、一般ごみの混入が多く河川環境の悪化を招いたことから、現在は一般開放をしておりません。

次に、(2) についてお答えいたします。

雪捨て場の検討につきましては、先ほどのごみの件もあることから河川などではなく、後からごみの対応が容易にできるように、舗装整備がなされている箇所への雪捨てができるか検討をしているところであります。基本的には各行政区及び自治会の中で場所の選定をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、(3) についてお答えいたします。

雪捨て場として町有地の利用につきましては、ばんげひがし公園北側の駐車場を検討

しておりますが、緊急時のヘリポートとしての位置付けもあることから、東側の一部の利用が可能か否か調査しております。また、利用形態の一例として雪捨て者を登録制とし、冬期間が終わった際に登録者にてゴミ拾いなどの現状復旧作業を実施するような検討もしております。しかしながら、本町での雪捨て場の設置は大雪時などに限りたいと考えております。

次に、2についてお答えいたします。

通学路における除雪につきましては、歩道の除雪作業も車道と同じ積雪量 15cm の出動基準で通学に支障ないように出勤し、午前 7 時を目途に完了するよう努めているところであります。しかし、短時間での多量の降雪や、一度除雪をした箇所でも再度積雪が増えてきてしまうなど、状況によっては通学の時間帯に間に合わない場合もあります。また、国・県道で通学路となっている歩道の除雪作業は、各々の道路管理者と連携を図り、子どもたちが安心・安全に通学できるよう努めているところであります。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第 1 の 3 についてお答えいたします。

高齢者や障がい者の除雪支援としては、会津坂下町社会福祉協議会が実施している「除雪費用助成事業」があります。

対象者は、住民税が非課税である 75 歳以上の一人暮らし老人及び高齢者世帯、身体障がい者のみの世帯、生活困窮世帯です。民生委員の調査をもとに、対象世帯を選定し、依頼のあった場合はシルバー人材センターに除雪作業を要請し、その費用を助成するものです。助成の額は 1 万円以内とし、その範囲内で利用できます。今年度については、2 月末現在 35 世帯、延べ 66 件の利用がありました。

また、町が社会福祉協議会に委託している在宅高齢者軽度生活援助事業でも除雪作業を実施しておりますが、一部利用負担金があり、利用実績はありませんでした。

今年度は降雪が多く、社会福祉協議会の除雪費用助成事業については、短期間に依頼が集中し、適時対応できなかった事案や自宅が除雪対象外の路線に面しており、道路の除雪が困難な事案もみられました。そのような中で大きな力となったのが、行政区長、民生委員をはじめとした地域の協力や支援でした。

今後は、ますます高齢化が進み、除雪作業が困難な世帯が増加すると考えますので、地域コミュニティによる住民同士の支え合いの力を引き出し、安全安心な暮らしやすい地域づくりを目指していかなければならないと考えております。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

私からは、ご質問の第2の2についてお答えいたします。

有害鳥獣対策における隣接する市町村との連携につきましても、市町村境で発生した事案において担当者段階での情報交換や対応の連携は図っているものの、市町村が連携した広域的な対策には至っていないのが現状であります。

しかし、町内では、市町村境の行政区において、現在、集落ぐるみでの有害鳥獣対策の取り組みを計画しており、市町村間の連携が一層重要になってきております。

町といたしましては、昨年度、会津管内13市町村が参画して発足した、会津地域課題解決連携推進会議における重点プロジェクトの一つに鳥獣被害対策が位置付けられ、具体的取り組みとしてハザードマップの作成、市町村職員や駆除隊員の育成、ICT活用における効率的対策など、会津全体で新たな対策の検討を進めているところであります。そのような中、今年2月には会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会が設立され、中・大型鳥獣の捕獲、駆除に対する高い知識と技術習得を目的として、ライフルスラッグ弾射撃場の整備が決定し、令和5年度中の供用開始を目指しております。

今後も、推進協議会において市町村の連携強化を図るとともに、町内での具体的な取り組みについても、関係市町村との連絡調整、情報交換を密に行ってまいります。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

私からは、ご質問の第3についてお答えをいたします。はじめに、1の(1)についてお答えをいたします。

近年、高齢ドライバーによるブレーキの踏み間違えが原因とみられる交通事故が、全国各地で多発しております。会津坂下町では、町広報誌や出前講座などで、会津坂下警察署と連携し、加齢による運転リスクや運転免許証の自主返納制度について周知をしております。全国的に運転免許証自主返納件数は、平成30年が42万1,190件、令和元年度は60万1,022件と年々増加しております。

運転免許証自主返納者に対して町独自の優遇措置はございませんが、高齢者の方にご利用いただける「公共交通と商店街が連携した高齢者にやさしいまちづくりバス券補助事業」を実施しております。この事業は、65歳以上の方が対象で、申請していただくと、年間24回を上限とするバス券と、協賛商店が提供するサービスを受けることができる「のってみっカード」が交付されます。

また、運転免許証自主返納時に申請できる運転経歴証明書を提示すると、タクシー協会加盟のタクシー会社において、乗車料金が1割引きとなるほか、協賛店が提供する各

種サービスを受けられる様々な特典がございます。

次に、(2) についてお答えをいたします。

ご家族への支援策は、現在、ございませんが、町ができる有効な支援策があるか、今後調査をするとともに、引き続き、高齢者の運転免許証返納制度と併せて、ブレーキの踏み間違えなどでの事故を防ぐ誤発進防止システムなど、安全装置を搭載した車の普及啓発に努めてまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

順を追って除雪対策のところから質問させていただきます。雪捨て場のことについて、雪捨て場は前にも 1 回質問したときに、できません、ありませんということでしたが、今回、町として雪捨て場を設置するというようなことで、出鼻をくじかれたような気がするんですけども、その(1)のことについてですが、雪捨て場がなくなった要因でもって、そのごみが集積したと。その河川については、町としては全部掃除はなされたんでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

当時でありますけれども、その河川のごみということ、ごみの回収をしながら河川の開放をしてきたというところがございます。そのことも踏まえまして、現在様々、多方面にわたりまして、ちょっと現在調査しているというところがございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

それであれば、新たに今回雪捨て場をつくる、ひがし公園のところを利用するという、登録制にするというような名目でもって書かれているんですけども、それでは、その河川のところも登録制にすれば何かそれが対策ができるんじゃないかと思うん

ですけど、その点どうでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

なにせ河川の中まで入るといふ部分は、危険も伴いますので、なかなかそこまではいかないのかなというふうに考えておりました。河川ではない公共施設は、さればどこがあるのかということで、安易に石等も含めて回収、原形復旧ができる場所というのと併せて今現在考えているところが、ひがしの駐車場地内がよいのではないかとということで、今現在調査を進めているというところでございます。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

結果的には同じようなことになりそうな気がするんですけども、やはり登録制にするといっても、それは誰が監視して、どういうふうなシステムでもって行われるのか、具体的に決まっていれば教えていただきたいと思います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

まだまだ素案の段階ではありますが、日にちを決めて、例えば何曜日の午後という形で職員のほうが一応そこの中で、入場者というんですか、入場者をチェックする。実際登録制というか、登録カードも発行させていただきながら、そこでチェックをするというふうなことも一例として、現在考えているところでありまして、様々な部分は、有効的なのか非効率的なのかも含めて、今調査中ということになっております。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

ちょっと質問前後することになるんですけども、以前は町としては、雪捨て場は考えられないというようなこと答弁もらったんですけども、今回こういうふうな、町として雪捨て場をつくろうと思った経緯が何かあれば教えていただきたいと思います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

市街地におきして、だんだん200㎡という小さな画地になってきました。いろんな形で造成工事がなされ、家が建てられるようになった中で、どうしても雪を置く場所がないという様々なご意見もちょうだいしているところであります。

その部分におきまして、やっぱり大雪になれば、タイムリーに雪を置ける場所が、今の現状の画地では少ないという部分から総合的に判断させていただいて、大雪時における排雪、個人的な排雪という形にはなりますが、個人的な宅地の排雪という形になりますが、そこも含めた中で対応していかなければいけないのではないかとということで、今現在調査しているというところでございます。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

町としてはそういうふうを考えることであるんですけども、実際その宅地だけではなく、商店街の人たち、さっき説明もしたんですけども、駐車場確保のために雪をかたさなければいけないという業者の方も大勢おいでになっています。そういう人たちに対しては、利益を伴うことなので受益者負担的なことは考えられるのかどうか、お願いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

営利を目的としている部分については、実際的に有償にするとかという部分についても、様々な今現在どれが一番いいのか、どういう方法が一番いいのかということで、やっぱり実際的には利益を生み出す箇所からの排雪となれば、有償になるのかなというふうには考えておりますが、それも含めながら一番いい方法が、どういう方法が一番いい

のかという部分で、今検討させていただいているというような状況になっております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

この雪捨て場の設置、使えるときは、大雪のときに限ると書いてあるんですけども、
どういう基準でもって大雪と考えるのかお伺いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

突発的に1日当たり何十 cm 以上という部分については、今現在、その部分も含めて今
調査しているところでありまして、豪雪対策本部が設置されれば、もちろん大雪という
判断にはなるという部分ではございますが、その今現在、その基準についても、どこま
でが一番豪雪対策本部として、急に発生するという基準が坂下町としてはちょっとない
のものですから、その基準も含めて、今全体的に調査研究しているというような状況に
なっております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

提案というか、提案になってしまうんですけども、大雪のときというのは、あんま
り雪をどこかに持っていくということはしないで、自分の近くの雪をかたすのが精一杯
じゃないかなと思うんです。だから、大雪のときに開設されても、あと普通、晴れてい
る日に排雪されなくては何の意味もないと思いますので、その辺のところを少し、時期
的などところをもう少し検討していただきたいと思います。それはいかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

実際的には大雪が降った降雪時には、自分の雪をかたすのが精一杯だと思います。それが 2、3 日過ぎると排雪するという形には必然的になってくるのかなというふうには思っておりますので、その部分も総合的に、今、調査研究させていただければというふうに考えております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長 (水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

次の大きな 2 のところ、登校時にも間に合う歩道の除雪体制ということで、答弁の中には朝 7 時を目指して完了するというふうなことなんですけれども、登校下校があるわけですね、そして夜降ったのは朝 7 時まででいいと思うんですけども、昼間もやっぱり大雪は降ると思います。そのときはどういうふうな対応をするのか、お伺いします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長 (水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

朝の部分については、先ほど申し上げましたとおりでありまして、その下校時につきましても、絶えず 1 度オペレーター戻りましてから、それからまた再出動するという形になりますので、降雪の状況に応じて、着雪量が多ければ再度出動するという形になります。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長 (水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

その命令体系とっていいのか、出動するときの、それを決めるのはどこで決めるんでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長 (水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

全体的な状況も、あと行政区長さんからの連絡も入りますので、その部分について総合的に判断させていただいて、どこが一番先に除雪しなければならない箇所等を判断させていただいて、出動体制を取っているというような状況になっています。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

次に高齢者の方々の、弱者の対応なんですけれども、今回の利用でもって 35 世帯、延べ 66 件というような利用がなされているわけですが、予算的というか、お金の面ではどれぐらい使われたか、わかれば教えていただきたいと思います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

社会福祉協議会の助成事業でして、本日ちょっと資料持ち合わせておりません。ただ、参考としまして、平成 30 年の第 1 回定例会でも同じような質問があったんですが、その際の数字に比べますと約半分程度の助成件数となっております。今年も雪は多かったわけなんですけれども、利用件数がただ少なかったというところをみますと、町、そして社会福祉協議会の PR 不足もちょっとあるのかなと思ひまして、それについては反省点だというふうに考えております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

PR 不足でもって、そういうふうにならないように、今後気を付けていただきたいと思ひます。

例えばその集中すると、やはり依頼があったときに集中して、その対策として行政区や民生委員の方々が、地域の協力ですね、支援でもって行われるというようなことが返答にありましたけれども、そういうふうなことに對して、町は何か、そういうふうな人たちに対して、支援をする人たちに対しての支援策なんか持ってられるかどうか。

例えば、昔ありましたけれども、除雪機を補助を出して、その求めてもらうみたいな、町内に。そういうのは今ないと思うんですけども、そういうようなことも考えられるか

どうか、お伺いしたいと思います。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今のご質問ですけれども、これも過去の例になりますが、平成26年の第2回定例会でこういった質問が出た際に、町側としてまずは除雪機械の購入補助、貸付を研究したいというようなことで回答した経緯があります。その中で、その後の実態といいますか、事例がありますので、研究してはみたんですけれども、問題点というのの一部明らかになっているところがあります。それは、どうしても大雪時には一斉に機械が必要になったりするので、必要なときに借りられないといった問題や、あとそれから返却時に機械の整備を怠ったために、その次の方が使えないといったような問題があって、貸付はやっているけれども、なかなかうまく回っていないといった事例もあります。

そういったことも踏まえまして、自助、共助、公助ということをお願いしているところでもあります。民生委員の会議の中でもよく出てくる中で、自助、共助、公助というのがあるんですが、その三つをもって解決に全てなるわけではないですけれども、お願いしているところであります。以上です。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

自助、共助はわかるんですけれども、公助の面がよくわからない。それに対しては、ですから、少しでもそういう姿勢を、管理しなかったからなくすのではなくて、それに見合ったようなことがあればお願いします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほど除雪機の問題ありましたので、今後も引き続き研究していきたいというふうに考えております。よりよい方法がありまれば、今後提案とかもしていきたいというふうな考えでございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

では、次の有害鳥獣のことについてお伺いします。毎年というか、個体数が減らないというのが有害鳥獣の今の悩みだと思うんですけども、町長の答弁の中に、そのある程度イノシシとかクマとか、ハクビシンの捕獲、捕まえたですか、その数が出てるんですけども、この地域において妥当な数字というのはわかっているのかどうか、お願いします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

その地域によって個体数がいくらというものはございません。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

結局、捕まえるのは何匹捕まえるかわからないと、ただ出てきた数字だけのやつで、どれくらいいるかわかならないのは当たり前ですけども、そのためにICTの活用というのがたぶん出てるんじゃないかなと思うんですが、やはり入ってこれないというふうなことをするには、前にもあったんですけども、電気柵が一番効果的じゃないかなとは思ってます、今のところ。だから、それに対する町の対応としては、具体的にはどういうふうにしているか、お聞きしたいと思います。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

電気柵の設置につきましては、基本的に、まず多面的事業、それから中山間事業を行っている行政区については、そちらの事業を活用して設置をお願いしております。まずそれが基本となります。

あとは、各農家、自分の敷地、農地のところの電気柵については、収穫のピークの時期に、一応購入して設置するまで1週間とかかかりますので、そういうピーク時の収穫時の場合につきましては、町のほうで電気柵の貸し出しをして、町の職員も手伝って設置をして、その後、農家の方に購入していただく。

来年、新年度からは、その購入費の補助として最大10万円というようなことで、上限10万円ということで当初予算のほうに予算のほうを計上しております。

それから、一番大事なことは広域的な考え方ということで、一つの行政区で電気柵を設置しても、そのつながる行政区、それが他町村に、隣接する他町村のほうにもいく場合がありますが、現在のところは町の考えとしては、隣接する行政区において、町として内規的な電気柵の設置計画を立てて、それから各行政区のほうに説明会なりを開いてお願いしながら、電気柵の設置を行政区ごとにつなげて、一つの線を、点をつなげて電気柵を設置して防除していくというようなことで、現在考えております。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

広域的に隣接する町村とつなげていくことを考えているというふうなことなんですけれども、考えている間にイノシシやクマは来るわけです。ですから、いつまでそういう計画を立てるのか、やっぱりそれが農家の方というか、その果樹園農家の人たちも、ものすごく気になるころなんですね。考えてばかりいては、いつまでも進まない。

個人的なところにも貸し出ししたって、それは本当に点だけですよね。だからそれをもっと何か、もっと考えられないのか。そういうような案は何かないでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

考えておりますというよりは、もうすでに動いて、町のほうから行政区のほうに動いております。すみません、言い方が間違いです。

電気柵につきましては、先ほど多面的、中山間を最初に活用してということですが、多面的でも年間の計画で、その共同作業や、それから水路の補修などで、年間計画で予算のほうもだいたい決まっておりますので、その予算の中で電気柵に回す経費がなかなか捻出できないというようなところもございまして、今年、今、勝方区のほうになりますが、では、昨年、ザル菊ですか、中村区のザル菊、県のサポート事業ということで補助事業で行いましたが、今その補助事業を、県のサポート事業を活用して電気柵

の設置として、勝方区のほうで今、県のほうに今、申請、これは通るかどうかわからないんですが、申請中でございます。

そのような取り組みをいろいろやりながら、電気柵の設置を各行政区のほうでつなげて、面的に有害鳥獣を防止していきたいということでございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

その県のサポート事業に対しては、その勝方の方が個人的にやっているわけなんですか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

これは行政区として、区として取り組んでおります。各農家ということではなくて、行政区として、行政区の皆さんの理解を得ながら、説明会を開催してご理解していただきながら設置している、撤去もありますので、そういうことをお願いしながら進めているところでございます。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長(水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

もうちょっと具体的にですけれども、その勝方、個人的じゃなくて、行政体というのは、その勝方に面する山の部分とか、そういうところに広域的にそれを、電気柵をするという計画なんですか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

具体的に赤留塔寺線でございます。要するに赤留塔寺線沿いになりますが、の山際のほ

うに、その農地の境のところに電気柵を設置して、北のほうに、大村区、それから裏、船窪区というふうになりますので、そちらのほうにつなげていきたいというようなことで計画しております。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長 (水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

そんなにいい事業、サポートがあるんだっつらば、もっと広域的に坂下町に関わる、なおかつ隣接する町村のほうとの連携でもって、本当に困うことはできないのかということ考えられるんですけども、その点はどうでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

まず他町村の隣接、勝方区の反対は旧新鶴村になりますが、美里町になりますが、なかなかその市町村間での連携というのは、現在、先ほど答弁申し上げましたが、なかなか担当者レベルでは話し合ってる、連絡を密にしてやっているんですが、なかなか進まないというのが現状であります。

◎3 番(物江政博君)

議長、3 番。

◎議長 (水野孝一君)

3 番、物江政博君。

◎3 番(物江政博君)

担当者同士で進まないのであれば、もっとトップのほうで話したっていいんじゃないですか。やっぱり何か他人事みたいな感じなんですよね、やれば本当に有害鳥獣に対する防除はできるのにも関わらず、何かまだ真剣味がないみたいな感じですね。その点はどうなんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長 (水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

担当者レベルと申し上げましたが、先ほど答弁いたしました今年2月に発足しました、会津地域鳥獣被害防止広域対策協議会というのが設置になりました。その中で市の町村間のそういう問題とか、共通して解決しなければいけない問題とかを議題に出して進めているところでございます。

今回はその電気柵ではないんですが、ライフルスラッグ弾射撃場の整備とか、今後そういう電気柵ばかりではなく、個体を減らす施策とございますか。それから、捕獲した後の処理の施設とか、いろいろ諸問題ございますので、そういうところも含めて、電気柵も含めて、設置についても含めて、そういう会議の中で、会津13市町村の中の共有事項として進めているところでございます。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

最後になりますけれども、鳥獣問題、最後になりますけれども、ICTの活用ということで、全国的にも注目されているものなんですけど、この辺ではどこかやっているところはありますか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

福島県内では、原発、浜のほうですか、相双地区とかのほうではやっているとお聞きしております。会津地区管内のほうでは、ICTのドローンを飛ばしたり、ドローン別ですね。ICTですので、そのカメラを設置して、通常タブレットで見られるようなということではやっております。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

最後に交通行政の中で、免許証返納、高齢者ですね、返納についての質問ですが、その一番問題なのは、当該家族への支援策ということ、私が具体的に書かなかったので返答もそれなりだったんですけども、やはり高齢者の方であって、認知とか、そういうのが入ったときに、家族の方が、うちの父親は免許証返したくないんだというようなこ

とでもって、どうやったらいいだろうというふうな相談をよく受けます。そのときに、町としてケアマネジャーじゃないんですけども、何かそういうふうな窓口があればいいと思ったんですけども、その点はどうなんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今ご質問のあった件ですけれども、確かに免許返納することによって認知症につながるという、外出をしなくなることによって刺激が少なくなって、認知症になる可能性というのは確かにございます。その一方で、家族が抱える問題としては、免許証を返納しなければ周りの方に迷惑をかけるといったようなことがあると思います。

そういった事例も包括支援センターのほうでは受けておりまして、こういった問題を地域ケア会議とか、ケース会議の中を出して、対策について今まで話し合った事例というのはございます。

◎3番(物江政博君)

議長、3番。

◎議長(水野孝一君)

3番、物江政博君。

◎3番(物江政博君)

じゃあそういうふうな方向でもって、少しでも支援の策を広げていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、物江政博君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、5番、横山智代君登壇願います。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)(登壇)

5番、日本共産党、横山智代でございます。

東日本大震災から早10年、もう10年、まだ10年と置かれた立場、状況、環境で感じ方、捉え方は様々です。もう10年になるのに、ここ会津では、いまだに風評被害は続いています。そしてそこに追い打ちをかけるように新型コロナ危機の拡大、新型コロナが猛威をふるう中、今、国民みんなが医療の大切さを痛感し、重症化しやすい高齢者の

命を守ろうと努力を続けています。

そのさなかに、菅内閣は2月、全世代対応型の社会保障を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律案という法案を、今国会に提出いたしました。この全世代型社会保障の主なメニューは、75歳以上の窓口2割負担導入案、高すぎる国保税のさらなる引き上げ、地域医療構想による病床の削減、マクロ経済スライドによる年金削減、所得が一定額を超える世帯への児童手当の廃止など、そのほかにも介護利用料の原則2割への引き上げ、要介護1、2の生活援助の保険給付外し、ケアプラン作成の有料化など、まさに全世代に対する痛みの押し付けです。

質問いたします。75歳以上で年収200万円以上の方について、負担割合が2割に引き上げられる。これに該当する方は何人になるのでしょうか。また、これにより給付費が減額となると思われますが、その額はどのぐらい減額されると試算していらっしゃるのでしょうか。

75歳以上の高齢者といえば、病気にかかりやすく、治療に時間もかかる人たちです。後期高齢者は平均で年8万円の窓口負担、74歳以下の約2倍になります。負担を苦しめた受診抑制が起り、重症化や手遅れに至る事例が出ております。370万人の高齢者の患者負担を2倍化すれば、世代による負担の格差はさらに広がります。

次に、均等割未就学児2分の1の軽減による対象者は何人になるのでしょうか。また、それによる国保税の軽減はどのぐらいになるのでしょうか。

2022年4月から、国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1という割合で、これら未就学児の均等割が実施されます。均等割は子どもの数が多いほど負担が重くなる、人頭税としての性格を持っています。子育て世代の経済的負担軽減の観点から求められて来たものですが、このことについて質問いたします。

次に、介護保険について伺います。介護保険料の現在の坂下町の滞納者は何人ぐらいになるのでしょうか。

二つ目、2019年度、令和元年度現在で、この滞納によるペナルティの給付制限を受けている人は何人ぐらいいるのでしょうか。また、それによる財産の差し押さえをされている方はいるのでしょうか。

三つ目、国保税も含め、滞納者に対する徴収に対して、どのような対応をされているのか、そのことをお伺いいたします。

3番目に、福祉行政について伺います。生活困窮者の把握と支援体制はどのようになされているのでしょうか。これがよくテレビ報道などでいろいろ話題にはなりましたが、ここ会津でも昨日の話では、若松市内の路上で行き倒れが出ております。要するに、食糧がなく、それによる行き倒れということだそうです。それから、交差点で停止した車の窓ガラスを叩き、何をするのかと思ったら、お金を貸してください。そういった声も出ております。

この町でのそういう生活困窮者がいるかどうか、それについての把握はなされているのかも伺いしたいと思います。

次、二つ目に、高齢者福祉の充実の観点から、総合検診の中に聴力検査を加えたらど

うなのか、補聴器の補助なども考えていくことはできないのかをお伺いいたします。聴力が劣ってくることによって認知症が進む、そのような話も出ております。認知症予防のためにも、ぜひこの聴力検査、必要ではないでしょうか。他町村、またはほかの自治体に、ほかの県の自治体の中にも、この補聴器の補助を進めている自治体も多数出ております。

以上、壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

私からは、5番、横山智代議員のおただしのうち、ご質問の第1の総論についてお答えいたします。

政府は2月5日、75歳以上の医療費の窓口負担2割区分の導入、子どもの均等割国民健康保険税軽減制度などの創設を盛り込んだ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等一部改正案」を閣議決定し、国会に提出いたしました。

これは、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直したものであり、社会保障制度を全世代で支えていくという改正であります。

町に関連のある後期高齢者医療と国民健康保険について申し上げますと、後期高齢者医療につきましては、現在、所得に応じて窓口負担が1割負担と3割負担となっておりますが、そのうち1割負担で、負担能力のある一定以上の所得のある方の窓口負担が2割になります。これから、いわゆる団塊の世代が後期高齢者医療の被保険者になり、高齢者人口が増えていくことが推計されております。一方、少子化の進展により制度を支える現役世代は減少してきているという現状から、現役世代の負担軽減を図ることが目的となります。

また、健康保険につきましては、未就学児に対する国民健康保険税均等割を2分の1減額し、その減額相当分を公費で負担する規定が盛り込まれました。子育て世帯の経済的負担を緩和し、少子化対策につなげていくというものであります。

本町の高齢者人口は年々増加し、高齢化率も高くなることが予想され、少子化対策については喫緊の課題の一つであります。今国会における審議を注視し、町民の福祉の向上につながることに期待をするものであります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

私からは、ご質問の第1から第3についてお答えいたします。はじめに、第1の1についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度における医療費の窓口負担割合の2割への引き上げについては、医療制度改革関連法案として閣議決定され、現在、通常国会において審議中となっております。この負担割合の引き上げについては、少子高齢化が進む中、医療費増の抑制と現役世代の保険料負担の抑制を目的としており、国会において可決されれば、令和4年度後半から実施される見込みとなっております。

現行の1割から2割に引き上げられる対象者は、単身世帯の場合は年収200万円以上、複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上の方となっております。令和元年中の収入による試算の結果、当町における引き上げにつきましては、160名が対象となり、これは後期高齢者被保険者の2,999名の5.3%となっております。給付費の減少額につきましては、今年度の給付額の平均による試算では、1ヵ月約90万円で、年額にしますと1,080万円となります。また、2割引き上げに対する配慮措置として、長期間受診する方の負担軽減を図るため、負担増加額において月3千円の上限を3年間講ずることとしております。

今後も高齢者の適切な医療の確保のため、安定した後期高齢者医療制度の運営を図ってまいります。

次に、第1の2についてお答えいたします。

本町の国民健康保険税は世帯主に課税され、その世帯の被保険者の所得に応じて課税される所得割、被保険者数に応じて課税される均等割、世帯ごとに課税される平等割を基に算定しております。このうち均等割につきましては、年齢に関わらず課税されており、令和2年度の税率で申し上げますと、未就学児1人当たりの均等割額は3万3,600円となっております。

ご質問の国保税の軽減につきましては、令和2年度の税率に当てはめると、3万3,600円の2分の1、1万7,350円が未就学児1人当たりの軽減額となります。また、対象者につきましては、本町の場合、令和2年度当初の被保険者数が3,685人、うち未就学児が66人となっております。全員1年間国民健康保険に加入するものとして試算しますと、約114万5,000円が軽減額総額となります。

次に、第2の1から3についてお答えいたします。

介護保険料の滞納者につきましては、令和元年度の出納閉鎖である令和2年5月31日時点において、現年度分及び滞納繰越分を合わせて、74名となっております。

また、保険給付の制限や自己負担の引き上げの対象者は2名でした。しかし、保険給付制限の期間中における介護サービスの利用を予定しておらず、結果的に保険給付制限

を行っておりません。

さらに、滞納に伴う財産の差し押さえにつきましては、3人に対して実施しております。差し押さえの対象となる滞納者については、ほかの税目にも未納がある多重債務者であり、税務管理班と連携を図り対応にあたっております。

次に、滞納者に対する徴収につきましては、国民健康保険税と同様、督促状や催告書の送付のほか、ほかの係と連携を図りながら、定期的な折衝による電話催告や臨戸訪問を実施し、さらに徴収強化月間を設定し、地区担当制で電話催告を実施しております。

介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源であります。今後も収納率の維持向上を図り、健全な介護保険運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、第3の1についてお答えいたします。

「生活困窮者自立支援法」では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を生活困窮者として定めております。

本町におきましても、様々な事情により、そういった生活にお困りの方からのご相談が今年度は約20件ありました。ご本人からのご相談もありますが、会津坂下町社会福祉協議会や、地区の民生児童委員からの情報のほかに、介護事業所や医療機関からの相談もあり、地域の中で支援が必要な方についての情報を提供いただきながら把握をしております。

支援が必要な方への対応は、基本的には生活課が相談窓口となり、その方にあった対応を庁内横断的に、関係機関と検討し、状況によっては、福島県社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業や、会津保健福祉事務所の生活保護課との緊密な連携により、各支援制度を活用し、ご本人への早急な支援につなげており、定期的な調整会議を開催しているところです。

支援が必要な方の課題や背景要因は個々で異なりますし、身体や家庭などの状況も変化していきますので、求められる支援内容や、介護や保健医療、就労等を含めた複合的な支援が必要となるケースもあります。また、健康状態等によっては自立を促進していくこともございます。支援内容・方針は個々のケースにより異なりますので、支援が必要な方との信頼関係を構築しながら関係機関との連携により、個別対応による支援を継続的に実施してまいります。

次に、第3の2についてお答えいたします。

一般的に高齢者に多いとされる「老年性難聴」は65歳を過ぎた頃から始まり、高音が聞き取りにくくなるという特徴があります。通常の聴力検査ではそれほど聴力低下はなくても、言葉を聞き取る能力が低下していることもあります。例えば、音は聞こえているが、会話が理解できない、または、騒音の中、複数の会話が飛び交う中での言葉の理解ができないなど、脳内での言葉を区別する能力が低下していることが関わっている場合もあります。

現在、町で実施しています「特定健康診査」については、「福島県保健衛生協会」と委託契約を締結し、実施しておりますが、高齢者を対象にした健診項目には「聴力検査」

がなく、近隣市町村においても実施しておりません。

補聴器購入については、介護保険制度の福祉用具の対象となっていないため、給付を行っておりません。また、介護保険制度以外での助成についても、現在のところ考えておりませんが、障害者総合支援法による補装具費支給制度に基づき、聴覚に障害のある方を対象に、補聴器購入に対する助成を行っており、今年度は7件の申請がありました。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後1時56分）

再開は2時10分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後2時10分）

再質問があればお願いします。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

この全世代型社会保障改革に関しては、たくさんの問題点がありますし、一概にここで論ずることはなかなか大変なことだろうとは思いますが、先ほどのほかの議員のときにも出てきました、自助、共助、公助、高齢者自身の負担は自助になり、そしてそれを強化し、現役世代による負担の肩代わり、これが共助。そしてそれを温存する一方で、国庫負担が公助というような形で、大幅にこれを後退させるような今回の負担案になっていると思われませんが、この75歳以上、そして年収200万円以上の方々とありますが、先ほどの返答でだいたい的人数、把握することができますが、ここで負担は、負担はどうか、その2割に引き上げられた方たちの額、国のほうでは、それを基に原資として子どもの均等割、未就学児、それに対する財源にする。そのような案が出ているようです。

また、この均等割といわれる、子どもの数が多いほど負担が多くなる均等割ですが、これは子育て世代の経済的負担軽減の観点から求められてきたものですが、ほかの自治体、そこでは、さらに未就学だけではなく、もっと幅を広げたもので、中には18歳までというようなことを求めているところもありますが、今後この枠、これを坂下町としては、さらに町独自の財源から引き充てながら、少し額を広げて、せめて小学校までというような考えはお持ちでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

子どもにかかる負担軽減ということで、子どもの均等割ということですが、以前もこの議場において、均等割の減免制度の導入については何度かご質問いただいたこともあります。その際に回答、こちらで回答したものですけれども、その負担と申しますか、均等割を減免をすることによって、そのほかの被保険者、つまり町民全体で負わなければならないといった不公平感も生じてくるということで、お答えしているわけでありませう。

併せまして、現在、保険者が県になっておりますので、今後、県で統一的な保険料というのにも先に示されているということもありますので、町独自でやるということは非常に難しいことだというふうを考えております。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

会津坂下町は、子育て支援、それこそ日本一を目指すというようなことを最初から掲げて頑張っているんですが、そんな中、子どもの数がどんどん減少して、少子高齢化が進んでいるという中、やはりそういった施策もこれからは必要ではないかと思われませうし、また、これは外国のことになりますが、フランス、ドイツなど、医療社会保険制度で運用している国で、日本のように人頭割保険料制度を持つ国はほとんどないそうです。ただ一つ、オランダではこの人頭割は実施されておりますが、18歳まで、これが適用というか、子どもの均等割、これを廃止しているというような情報もあります。

また、そんな外国の真似をしるとは到底言うつもりもありませんし、考えてもありませんが、そんな中、これは県、そして国も関わってくることでございませうので、これについてはここまでといたしますが、次、介護保険料についてです。

介護保険料、滞納者、ここに出ておりますが、介護保険料の滞納をされると、やはりどう考えても低年金、または本当に生活困窮者が多くなるというふうにも思われませう。そんな中で、この介護保険料を滞納された方たちに対して、先ほど徴収、その他について伺いましたが、町で督促状を出していらっしゃると思われませうが、ある町民の方から、いかにも督促状ですよというようなことが見え見えになるような形で、その郵便受けとか、玄関のドアのところとか、そういったところに差し込まれて、いかにも本当にあなたは、それが滞納しているんですよと思われるような、そういう対応をされたというような話が随分聞かれるんですが、実際そうなんですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

督促状、それから催告書に対しての発送のタイミングでもありますけれども、私どものほうでは、滞納したからといって機械的に督促状、それから催告書を発送しているわけではありません。あくまでもご本人に支払っていただくことが原則になるわけで、それがやっぱり社会保障制度の根底を占めているものであります。

ただし、ご本人の方がどうしても郵便、ほかの郵便もありますので、見逃すという場合も必ず出てくるかと思えます。そういったところで、赤枠といたら変ですけども、目立つような文字とか、そういった対応でさせていただくこともありますので、うっかり忘れによって滞納がかさむと、ご本人もご苦勞されますので、そういったことで配慮されているということで、ここではお話をさせていただきます。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

今のお話ですと、やはりそういうことがあるというふうに、の観点で、今、受け取りましたが、実際に丸っきり払っている、払ってないわけではなく、その都度相談に行って、払っているにも関わらず、そういった形で、いかにもあなたは滞納しているんだよということが、周りの人からもわかるような、そういう置き方というのは、どうなんでしようかというような質問もありました。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほど答弁でちょっと足りなかったことでもありますが、督促状、そして催告書を発送するタイミングの中では、個人的に折衝を進めている方について、一生懸命滞納解消に向けて努力されている方もいらっしゃいますので、そういったことも把握しながら、機械的に私たちのほうでは督促状、催告書を発送しているわけではありませので、その点についてはご理解のほど願いたいと思います。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

機械的にとおっしゃいますが、介護保険料だけではなく、その下もまとめて質問させていただきますが、国保税に対しても同じような形で、やはり進めているという形で受けていますが、中には庁舎に相談にきて、滞納もある、少しずつ払っています。そんな中、相談にもきたにも関わらず、全然払っていないわけではないのに、今、お財布の中にくら入っているか、あれだったら全部置いていけばというような対応をされた方もいる。そういうことは実際にどうなんでしょう。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

そのような個々のケースについては、ちょっと私のほうの耳には入ってきてはいないんですけども、ご質問の中で、生活困窮者の把握の中のご質問もありましたけれども、生活困窮した場合においても、以前のような生活保護ですと申請主義ではありましたが、自立生活支援の中では、そういった困窮に陥らないための予防策というものも含まれております。

そういった中で、生活に困っていらっしゃる方については、その都度、ケースケースに応じて、生活課だけではなく、町全体の中で、例えば住宅、それからあとは税の係であれば、税ということで、いろんなところ総合的に支援をしながら、そしてご本人の自立につながるようなことで対応しております。

今のご質問にありましたそういったケースについては、問題あるケースについては、これから課に帰って確認はしますけれども、問題のある発言とかがございましたら、それについてはうちのほうでも精査してみたいというふうに考えております。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

実際起こったケースとして相談にいらした方からの話なんですけど、町として、その職員の方々の、そういう困窮者の方に対する対応の仕方、それだけではなく、特に下の生活課、そして窓口で直接住民の方と接する方たち、この方たちはすごく自分たちにとっては威圧的に見えるというような声も随分ありまして、みんなが待っている間、奥にい

る方も出てきて対応してくださってもいいのではないかと、そういった話も聞かれているぐらい、やはり困っている方、実際に、行かれた方だけではなくて、基本的に住民の方に寄り添う態度というものが、寄り添うという力が足りないのではないかと思うんですが、そういうところからこういった、今お話をした事例が出てくるのではないかと思うんですけど、それに対してはどのようにお考えですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

先ほども申し上げましたが、事例についてはこれから課に帰って、そういった事例があったかどうか精査をしてみたいと思っておりますけれども、ほかのご指摘を受けている悪い事例だけではなくて、よい事例というのもございます。例えば生活保護を受けていらっしゃる方、ずっとそれまで困窮していたわけですがけれども、私たちが寄り添うことで自立に向けて進めた方もいらっしゃいます。そういった悪い事例だけではなくて、よい事例というのもありますので、併せてこういうことも紹介していただければ、町民全体の中でも、そういったことは幸せになるというか、そういうことが共有できるのではないかというふうに思います。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

全ての職員の方に対してということを行っているわけではなく、本当に親身になって住民の方々の相談にのってくださっている職員の方もたくさんいらっしゃいます。ただ、そういった事例をやはりみんな、先ほどどこかでも出てましたが、縦割りだけではなく、横の連携も全てひっくるめた中で、やはりきちっと受け止めていただかなければ、今後ますます介護保険料は国保と違って、天引きになるわけですね、年金額から。

年金額から天引きになるということは、年金額がそれに充当できるだけのものをもらっていらっしゃる方は間違いなく100%天引きになります。ところが、それに充当できない低年金、そして無年金の方たちに対しては、今度はこれは普通に特別に自分たちが支払わなければならない。そうなったときに、滞納額がどんどん増えてくる。そういった方たちに対する対応の仕方、それについては気を付けていかなければならないこととして念頭にあることはありますか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

介護保険の今の問題ですけれども、年金額が18万に満たない方については自動的に天引きにならないということで、そういった方が滞納につながるということが、確かにいろんなところで問題視されているかと思います。しかしながら、町としましても、この制度についての説明ということをして丁寧にする中で、滞納することによって、やっぱりご本人もデメリットを生じることもありますので、それについて丁寧に説明しているところではあります。介護保険、それからあと国保も含めてですけれども、最近の収納率の向上というところについても、窓口も含めた懇切丁寧な一つの成果であるというふうに考えております。

経済的に困難な方につきましては、分納とか、それから減免等の可能性というのでも十分ありますので、そういった中で生活援助も含めた説明というのも行っておりますので、それについてはご理解のほど願いたいと思います。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

現在の制度の枠内で、困窮者が支払える保険料にしようと、自治体でいろいろ考えてくださっていることがあるというふうにも聞きますが、ただ、一般会計からの財源を繰り入れて、独自の軽減をすることは法的に可能なんですけど、国は今それに対して激しく反対しています。

ただ、介護保険料は地方税法の令によって、滞納処分が行われることとなっていますが、総務省では滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるときには、その滞納処分の執行停止をすることができるという、そういう条文もありますので、それを念頭に取り扱いいただきたいと思います。

そして、次なんですけど、先ほどもお話しましたが、生活困窮者の把握と支援体制ということですが、実はこの会津からも生活困窮者という形で、それがよりにもよって会津坂下町から出ました。それは、1月末ですが、ツイッターによってフリーWi-Fiを拾って、それでツイッターで投稿した若者がおりました。それは、全国を駆け巡り、福岡のある女性に拾われて、そしてその中には、灯油がない、食べ物もない、どうやって暮らしているかわからない。そういった、助けてほしい。そういうSNS上にSOSを出した若者がいました。福岡の女性は、どこかわからないその子を何とか助けないと大変だということで、仲間内でいろいろ手を加え、いろいろ探した結果、福島県ですと。やっといろいろつながって、最終的に福島県、そして政党の議員その他につないだほう

がいいというところから、共産党の議員につなげという情報が出て、そしてそこから回り回って、やっとその子とつながったときに、福島県でもどこですかと聞いたときに、会津坂下町という言葉が返ってきました。

そんな中で、その若者は会津坂下町在住の若者でした。寒い1月末の一番寒い時期に、灯油もない、食べ物もない、そしてそんな中、水を飲んでお腹をいっぱいにした。夏の間にもそういう困難な時期があったときにも、水を飲んでお腹をいっぱいにしたと。そういう話も出てきました。実際にそういった形の若者、これはおそらく氷山の一角ではないかと思われまます。

坂下町の中にもそういった例があるということで、大変私も衝撃を受けましたが、中にはその発信すらすることもできない方もいらっしゃると思います。ましてやこれは大人だけではなく、子どもたちにもそういったことがあるのではないかと思います。それに対していろんな支援体制といっても、発信して、その情報を受けなければ捉えることはできないんですが、その後、話を聞きましたけど、昔のことで私もちょっとあやふやなところがありますが、町に一時的に困窮者、本当に生活が困窮で大変なときに、一時的に資金を貸し出す制度というようなものがあつたように記憶しているんですが、今はそれはどのような形になっているんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

ご質問の点について、2点ほどあつたと思います。まず生活困窮者の自立支援事業に対する相談内容といいますか、その点と。それから生活支援金援助の2点かと思ひます。

生活困窮者の自立支援事業については、いわゆる第2のセーフティネットというふうにいわれております。第1のセーフティネットは、いわゆる生活保護ですけれども、生活保護にならないための、そういった方を救うというのが生活困窮者自立支援事業でありますけれども、今年度、件数を紹介させていただきますと、9件ほど照会がございました。そして今、横山議員おただしの中にありましたSNSで入つた事例について、1件がそこに含まれるということになっております。

確かに生活困窮者の中には、自分で窓口に行くのが困難だとか、行きづらいつつといった、そういったこと。また、地域の中でも孤立しているから発見しにくいという問題も確かにあると思ひます。そういった現状ではありますけれども、民生委員、それから地域からの情報といひのは、やはり基本になるわけですので、そういった方を確認しながら、対象者の把握をすることで、早期の解決に、そして支援につなげていきたいというふうを考えております。

あとそれから、生活支援についての資金援助についてですけれども、今回、コロナの影響を受けて休業等によって収入減少にあつた方が随分いらっしゃると思ひまして、それにつ

いて緊急援助ということでは、94名の方が受けておられます。それから、通常の総合支援資金ということで、59名の方が受けておられます。合計しますと153名とい方が、現在、社会福祉協議会を通した生活支援の援助ということで受けておられます。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

以前、その緊急に必要な方に対しての貸し出しというような制度があったように記憶しているんですが、それはどうなのでしょう、といことでお伺いしています。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今ご質問にあった件が、小口融資、小口資金の援助ということになります。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

それは小口資金の制度、じゃあそれは実際に、以前町で、役場で10万円までの小口の資金としてすぐに出せたお金の制度ということですか。そういうのがあったはずだと思っただんですが。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

10万円というような具体的な金額が出ましたが、それが現在、社会福祉協議会で行われております生活資金援助ということになります。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

今の制度はわかります。そうじゃなくて、今の制度じゃなくて、以前そういうのがあったはずですが、どうだったのでしょうかということでお尋ねしているんです。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

ちょっと以前については、私は存じておりませんが、現行の中での資金援助ということでは、生活困窮者の自立支援事業の中としましても、その生活資金の小口資金、それから総合支援資金といことで貸し出しを行っているということでもあります。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

何回言っても堂々巡りなので、以前、私の父が、まだ議員になる前ですけど、12月30日の夕方、突然見知らぬ女性が現れて、年を越せない、何とかお金を貸してほしい。どうしてうちに来たのと言ったら、困ったときは共産党と言われたと。それで来たんですけど、もう返ってくるということは考えないで、じゃあ本当に大変だったらということでも10万渡した。そのときに、うちの父が、町には、役場に行って話をすれば10万貸してもらえる制度があるので、それを貸してもらってあれするように、年が明けて、役場が開庁したときに行ってごらんなさいというようなことを私も記憶にあったものから、それを確かめたかったんですが。

ただ、先ほどから小口資金の融資という形が出てますが、実際に小口資金、どうしても本当に困ったという方が社協に行きたくて借りたいといったときに、すぐ手元で貸せるお金、10万はあっても、それには制約がある。どういうことかということ、滞納がないこと。そして保証人を立てることと言われた。滞納がないような人がそんなところに行って、貸してくださいなんて言わないと思うんですけど、それに対してはどのようにお考えでしょう。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

滞納と併用しての資金の貸し出しということになるかと思いますが、そういったケースもございましたらば、まず町の福祉のほうに相談していただいて、それからいい方法というのは、それぞれ個々にケースがあると思いますので、それで検討していきたいと思いますので、この場でちょっとお答えはできないですけれども、そういったケースもございましたらば、ぜひとも町的生活課のほうにご相談いただきたいと思います。

◎5番(横山智代君)

議長、5番。

◎議長(水野孝一君)

5番、横山智代君。

◎5番(横山智代君)

いろいろその制度ということは、なかなか周知されていない部分、たくさんあると思いますし、ましてやその相談に行った方は、社協でその話をしたときに、実際にそういう形になったと。実際にお金を出せるのは、その社協には手元にすぐ出せるお金は、10万のそれはあるっていうんですね。それでも本当に大変な人は、10万までもいらなくても、本当に1万でも2万でもあることによって、その場、助かるという人たちもたくさんいるんですけど、それについて今後、社協との話も進めていただいて、ぜひ改善していくべきではないかと思えます。

ましてやそういう人たちは、滞納があつて、丸つきり故意的に、それこそわざと、わざとというよりも、払えるのに払わなかったとか、そういうことがあれば、もちろんとんでもないことですが、そうではなく、それなりに努力しながらも、ましてや今回のコロナ、このコロナ禍のもとでは、なおさらそういった中で困窮されている方、仕事の時間数が減っている、そして仕事もやめざるを得ない、そんな方たちの声もたくさんあがっていますので、やはりその辺は生活課のほうが中心となって、やはり社協とともに進めていただくべきだと思うんですが、それだけではなくて、町の職員の方々も、そういった方々に対する目配り、気配り、もちろんそんな全てできるわけではないのはわかっていますが。

最後に申し添えたいと思いますが、毎回同じような質問されている、していると思われるようなこともたくさんあると思いますが、毎回質問するということは、それが、一度質問したことに対して改善策がみられない、一歩でも二歩でも改善がみられれば、また違う質問になるのではないかと思います、同僚議員もみんな同じですけども、私たちは住民の方たちの意向、そして住民の方たちを代表してこの場に立って質問させていただいているわけです。それに対して、ああ、またこの質問かというような感じで、同じような答弁が何回も繰り返されるようなことがあったんでは、私たちとしても、じゃあ私たちがこの場に立って、いったい何をしているのかということになると思います。

そういった中で、やはり、ぜひ丸つきりその新しいことをしてくれとか、そういうこ

とではないので、もし同じ質問だとしても、それに対して、やはり真摯に向き合っていたら、同じような回答が出ないような配慮をぜひ希望いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、横山智代君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、2番、蓮沼文明君登壇願います。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文明君。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

2番、蓮沼文明でございます。通告の順に従いまして、一般質問をいたします。

令和3年3月現在において、いまだに終息の見えない新型コロナウイルスに対し、その感染拡大と日々戦いながら、勇気と信念を持ってコロナ対策に従事しておられる医療関係者をはじめ、コロナ対策にご尽力いただいております各関係機関の方々に、心から感謝と敬意を表したいと思っております。また、先月から国内で始まりましたコロナワクチンの接種が、今後その効果を最大限に発揮し、一日も早く新型コロナウイルスの感染問題が終息し、国民みんなが安心してくらししていける平穏な日常生活を心から望むところであります。

さて、来月4月には、いよいよ新年度の令和3年度がスタートします。スムーズな新年度を迎えるため、いまだに解決していない各公共施設を中心とした諸問題について、本日は質問させていただき、新たな年度に向けて、明確な方向性を見いだせることを強く希望するものであります。

それでは、まずはじめに第1の新年度にむけてのBMI鶴沼球場周辺施設の整備対策事業について、おたじいたします。

まず第1の1として、長年懸案となっておりますBMI鶴沼球場の現在のBSO盤変更についてであります。今や公式大会では世界基準となっているBSO盤への改修実現に向けて、町における今後の改修予定計画をお伺いいたします。

この3月19日には、全国センバツ高校野球大会も2年ぶりに開催の運びとなります。現在の公式の野球大会では2011年、今から10年前に国際基準として既にBSO盤に変更されております。高校や中学校の県大会の開催をする本町の鶴沼球場においては、県高野連、会津、両沼、町の野球連盟をはじめとする各種団体が一日も早いBSO盤への変更を望んでおります。

次に第1の2として、ばんげひがし公園町民プール及び駐車場トイレについて、ネーミングライツスポンサー導入案についてであります。積極的に広範囲からスポンサーを募集し、企業からその趣旨にご賛同をいただければ、町内外の企業からのネーミングライツ制度導入、併せて民間からの施設整備費の一部確保も充分可能ではないかと考えま

す。町の見解をお伺いいたします。

次に第1の3として、BMI鶴沼球場及び町民プール施設のPRと町外からおいでになる施設利用者サービス、この両面から、国道49号線からの入り口、太郎庵付近において、若松・郡山方面から来た場合に左折、柳津・新潟方面から来た場合に右折するといった方向を指示する、少し大きめの看板設置が必要です。太郎庵としまむら前の信号T字路から南に向かえば、野球場までは一直線で、最短距離のコースとなります。昨年10月からBMI鶴沼球場となり、スポンサー企業主の願いでもある「ばんげまちみんなでいこう鶴沼球場」このフレーズを看板のサブタイトルメッセージとして入れまして、スポンサーの熱い思い、その願いの実現のためにも国道線沿いの看板は必要不可欠と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、第2の鶴沼緑地公園歩道橋の架け替え改修工事等についておたじいたします。

まず第2の1として、長年通行止めとなっている鶴沼緑地公園歩道橋について、早急に架け替え改修工事を望むものであります。数年前に木製部分の腐食等から安全対策のためにバリケードをして、通行を禁止しておりますが、その後、歩道橋の再開については、現在までまったく進展していない凍結状態にあります。歩道橋を渡れば約14m弱で川向この鶴沼緑地公園多目的広場に行けますが、今現在では、一度南側の坂下・東原線に出まして、もう一度北側に向かって多目的広場に、北側に向かい多目的広場に戻ってくるしかならず、その距離は約600m以上あります。

平成の時代に施設利用者の利便性向上のために架けられた橋でもあり、野球大会での指定のサブグラウンド、スポーツ少年団サッカー等でも必ず渡っていた橋がこの橋です。いつまでも通行止めのままでは、会津坂下町、町の姿勢が問われます。新年度に向けて、町の改修取り組み方針をお伺いいたします。

次に第2の2として、鶴沼緑地公園テニスコートにおいては、昭和63年の完成から使用30年以上経過しており、経年劣化等によるコート面のヒビ割れが年々拡大している状態にあります。この老朽化した鶴沼緑地公園テニスコートに対し、今後町の修繕対応及び将来的な施設に対しての所見をお伺いするものであります。

次に第2の3として、鶴沼緑地公園内のパークゴルフコースについては、毎年会津大会クラスのパークゴルフ大会も開催されていることを鑑み、町のスポーツ振興事業の観点からもパンフレット並びに公園案内図、またインターネット、ホームページに追加で明記すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

最後は、第3、坂下厚生総合病院の跡地の利活用についてであります。現在の坂下厚生総合病院の移転後の跡地利活用については、会津坂下町町民の総合的な民意をぜひ反映すべきと考えますが、今後どのようなプロセスを経て最終的な決定に至るのか、町の方針並びに見解についておたじいたします。

以上、檀上からの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

2番、蓮沼文明議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第3の1についてお答えいたします。

坂下厚生総合病院につきましては、現在、新築工事が進められており、令和3年11月の新規開院が予定されております。

現在の坂下厚生総合病院は、坂下南幹線に面し、周辺を住宅地に囲まれ、良好な立地条件にあるため、その跡地利用については、町民の生活にも大きな影響があるものと予想されますが、移転後の跡地利用につきましては、一義的に福島県厚生農業協同組合連合会にて検討がなされるものと認識しております。

なお、令和4年度に建物の除却が予定されておりますので、本年8月に開催を予定しております地域づくり懇談会において、町民のご意見等をお聞きするとともに、跡地利用についての検討の際には、町として周辺地域と整合し地域振興に寄与する土地利用が図られるよう提案してまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私からは、ご質問の第1と第2についてお答えいたします。はじめに、第1の1についてお答えいたします。

BMI鶴沼球場のSBO盤改修につきましては、現在、改修内容等につきまして調整を進めており、早期に予算を確保し、BSO盤への移行を完了できるように取り組んでおります。また、施工時期につきましては、高野連など、各種団体との調整をしております。

次に、2についてお答えいたします。

鶴沼球場におけるネーミングライツ事業を行うにあたり、ばんげひがし公園としてほかに導入できる施設がないか検討した経過もあります。プールなどへの導入は可能であると考えております。同制度は施設の維持管理費用を確保するために非常に有効な仕組みでありますので、対象施設を増やすとともに本制度を町内外企業に広く周知してまいります。

次に、3についてお答えいたします。

国道 49 号からの入口につきましては、現在、看板が設置されておらず、利用者の利便性向上のために看板設置が必要であると認識しております。看板の設置につきましては、視認性や位置が非常に重要でありますので、既に設置されている民間企業の看板などへ架設の可能性も含め調査を進めているところでありますので、引き続き設置に向けて取り組んでまいります。

次に、第 2 の 1 についてお答えいたします。

鶴沼緑地公園歩道橋につきましては、老朽化が著しいことから危険防止のため、現在使用を禁止しておりますが、ばんげひがし公園との往来に不便をきたしており、公園の景観や安全管理上、望ましくないことから、早期の修繕が必要であると強く認識しております。しかしながら、修繕には多額の費用が必要であることから、クラウドファンディングなど、様々な手法による民間資金の活用ができないか、現在、調査研究を進めております。早期修繕の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、2 についてお答えいたします。

鶴沼緑地公園テニスコートにおけるコート面のヒビ割れにつきまして、修繕が必要であることは認識しておりますが、先ほどの公園歩道橋と同様に、修繕には多額の費用が必要であり修繕計画の中で確保することが難しい現状にあります。こちらも修繕資金の確保に努めながら、早期の修繕に併せて取り組んでまいります。

次に、3 についてお答えいたします。

鶴沼緑地公園内のパークゴルフコースにつきましては、あくまで公園利用者の活動の中で公園内に設置されたものであり、鶴沼緑地公園の施設としてパンフレットや公園案内図に掲載することは望ましくないと考えているところであります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いします。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

まず順を追って申し上げます。SBO盤の改修工事、これほぼ目処が付いたということで、前回の議会で質問させていただいたときに、ちょっと何億という話も出たんですけども、今回、このB S O盤への改修については、どのくらいの規模で考えておられるのか。そして今シーズン、改修が可能であり、秋の大会くらいには間に合うのかどうか、お伺いいたします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今現在どのような方法が一番いいのか、一番早く修繕ができる方法は何なのかということで、業者さんとも打ち合わせをしております。来週ちょっと業者さんのほうと打ち合わせをさせていただき、どういう方法があるのか、有線ケーブルを埋設したほうがいいのか、それとも電波で、無線で飛ばしてBSO盤を動かしたほうがいいのか等々、様々な角度から業者さんとの、一番いい方法、模索していくというような状況になっております。

◎2番(蓮沼文明君)

早急にとという言葉も入っているんですけども、ぜひ。

◎議長(水野孝一君)

蓮沼文明君に申し上げます。手を挙げてください。

◎2番(蓮沼文明君)

議長、2番。

◎議長(水野孝一君)

2番、蓮沼文明君。

◎2番(蓮沼文明君)

今、発言の中で早急にとという言葉の中で、今年度、ぜひ実現できればとお願い申し上げたいと思います。

それと2番目の町民プール、あと駐車場関係で、プール関係はネーミングライツ可能かどうかという部分で、安全性担保、そして集客、誘客の数からいっても、プールについては実現可能ではないかと、私自身も思うんですけども、併せて各企業、スポンサーのネーミング、ネーム、名前を入れる、ロゴを入れる、そういったものでいえば、芝生の広場と隣接している遊具関係も、その対象となり得るのではないかと考えますが、どうでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

様々な施設につきまして、ネーミングライツ事業が該当するのではないかと思慮されますが、実質的に一つ一つのを、例えばアスレチックだったらアスレチックをうんぬんかんぬんというよりも、全体的に公園としてネーミングライツ事業に応募できるかどうかという部分も総合的に判断しなければいけないのかなというふうには考えております。例えばプールでありますと、期間が限定されている中で、实际的にいくら

ぐらいが一番妥当なのかというのも、等々もいろいろなことも含めて、ちょっと検討させていただいて、実際に検討の中での調査の中で、どれが一番いいのかという、ちょっと判断がつかなかった部分がありまして、今回につきましては、プールのほうはネーミングライツ事業に参加しなかったという部分がございます。

全体的な部分、施設につきましては、総合的に判断をして、これから様々な部分で詳細に判断させていただきながら検討させていただくという部分で、ご理解をいただきたいと思います。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

今までここ何年間、本当に財政的に厳しくて、予算がないからという言葉で片付けられてきたことが結構あったのかなという部分、考えております。そういった中において、今課長からも話あったとおり、少しでも前向きにということで、少しでもこの可能性のある企業については交渉して、ぜひ実現に向けて努力することも今後大事になってくるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あとその看板関係で、BMI 鶴沼球場の国道沿いの看板、これについては、本当に今まで何でなかったのかなという部分で、国土交通省でつくった金上セブンイレブン前の、あの大きい看板。あれではちょっと役に立たない部分が、皆さん感じていると思いますけれども、あると思います。

さっき申し上げたとおり、やはり太郎庵としまむらの、あの前のT字路、あそこから入るのが最短距離であって、実際役場職員の方々も、役場から来て、国道に出て、あのT字路に入って野球場まで行かれるのがほとんどだと思います。そういった部分についてぜひ考慮して、今後、看板関係、立てていただきたいんですけれども、実際今、青写真としてどの辺の場所というのはお考えでしょうか。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

しまむらさんの前のT字路から進入するという部分については、入っていただくというのが一番適切かと思ひます。その近辺、若松寄り側のほうに対して、ちょっと退避帯が、国道の退避帯があるものですから、そこからブルーの看板を設置するというのは、なかなか難しい部分が多ございます。今現在、民間の広告看板に添架させていただける部分があるのかどうなのか、電柱も活用しながらの看板効果がどれだけ有効なのか、視

野的に一番いい方法を今現在、多方面から調査させていただいておまして、その視野が一番いい部分に低廉で目立つような看板を設置したいとは考えているところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

それと、鶴沼緑地の歩道橋、連絡橋についてですけれども、これについては本当に、今バリケードして、何年も封鎖した状態であるのは現実です。実際、本当 14m弱で 600 mも迂回しなくてはいけない。これは各大会においても今後増えてくるでしょうから、非常な、困難な状態、非効率的な問題になってくると思います。

クラウドファンディングという言葉が出てきました。私自身もこの不特定多数の方々がインターネットを通して、そして財源の提供、あと協力をする、そういったクラウドファンディング、今現在においては一番妥当なのかなというか、少しでも力を入れてやっていただきたい部分でもあります。

こういった財政厳しいから何もできない。財源がないから何もできないじゃなくて、どうやったらできるかという、その視点に立ってやっていただける、今考えておられるというのは非常に大事な部分であり、ありがたいことだと思います。

これについて、今この歩道橋、これについては、これもまた様々なやり方あると思うんですけれども、どのぐらいの予算で今考えて、見積り等取られているのか、お伺いします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

歩道橋につきましては、河川内を占用しておまして、今、新たに占用許可を出せば、占用許可が下りないという状況の橋であります。私どものほうで実際的に県、占用権者のほうに出向いて内容もお話させていただいて、どこまでの修繕だと今の占用の範囲内で収まるのか等々について協議させていただきました。今の現状の架け替えはなかなか難しい。改めて占用を取らなければいけないとなれば、架け替えはできないので、今の橋の大規模修正という形で何とかいけないかということで、桁の部分はどうするのか等々も含めて、一番安価な方法が、どの方法が一番安価な方法なのかということも含めて、今、何社かの企業さんから提案を受けるような形で、今お願いをしているところであります。

いつごろどういう形でお示しできるかというのは、なかなか難しいところがありますが、このこういう工法でこういう架け替えの場合は占用として、今の占用の許可の範囲内で大丈夫ですかというのを確認をしなければいけない行為もございます。その部分を含めて、今、様々な多方面、多角的に検討させていただいているというふうな状況になっております。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

なにぶん河川の部分で、河川法とか、そういったものも邪魔している部分もあろうかと思えますし、安全管理の部分で非常にちょっと微妙な部分あるんだろうと思えます。そういった中で、先ほど申し上げたとおり、本当に 14m 弱の距離、それを今現在 600m も歩かなくてはいけない、同じ目的地に、目の前にあって、非常に今遠い多目的広場ということではいえると思うんですけども、少しでもこれ実現に向けて、かなり町内の人々も言われました。いつできるのかと、バリケードした次の年くらいに言われたんですけども、それから全く動いていないということで、今回、今日、こういった話で動きが見えてきたということで、少しでも先に進めばと考えておりますけれども。

ネーミングライツ、そしてクラウドファンディング、資金がない場合については、非常にやっぱり有効な手段だと思うんですね。これについて、延長した形で町の施設管理、公共施設、取り組み関係については、この資金確保についてはどうでしょうか、今後。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

町の施設のネーミングライツにつきましては、可能な限りネーミングライツを導入し、資金の確保に努めていきたいというふうに考えております。

また、このクラウドファンディングにつきましても、併せまして各施設の修繕、また再取得の際には有効な手段として考えておりますので、導入できる施設については積極的に導入していきたいというふうに考えております。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

ありがとうございます。それで、私さっきもう一つ、今現在、今までやってきて、各施設管理の部分で、町に対して思うことが一つあるんですね。それはやっぱり最悪な状態になるまで放っておかないで、やっぱり3年、5年、10年、そういったちょっとスパンを決めて、本当にこれもうどうしようもなく、修繕効かないよという状態までいかない前にね、やはり少しメンテ関係はきちっとやってこないで、本当にだめになってからは非常にお金もかかるし、必要以上に経費もかかってしまって、お手上げの状態、何もできないという状態になってしまうので、ぜひともその辺については年次計画、計画的なものをつくって、やっぱり管理運営していかななくては、今後いかななくてはならないのかなと考えておりますし、よろしくお願ひしたいところです。

それで、鶴沼緑地公園テニスコートです。これについては昭和62、3年、63年からだと思えますけれども、供用開始となって、もう30以上経っております。どうしても雪国ですので、冬場、そのまま雪、コートの面に溜まって、非常に損じてくる。経年劣化もいいところで、しまいにはヒビ割れ、今現在の、ああいった状態になっております。

鶴沼緑地の予算関係も私確認していますけれども、今後あれだけ30年以上経った施設、これどうしていくのか。修繕費もやはり少額な修繕で、大きな修繕となると、やはりなかなか厳しいのかなと考えますけれども、これから施設の、さっき言った看板等には鶴沼緑地テニスコートと今現在ありますけれども、どういう形で運営していくのか、今後この老朽化した施設を。そこについてお尋ねします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

様々な施設保有しております、様々な施設の中でどういうふうにした維持管理を進めていかなければいけないのかというのは、個々に定めなければいけない部分が多々あるかと思えます。テニスコートにつきましても、一時オムニ化という話もございました。オムニ化するには1面約600万、6面ありますと掛ける6面という形になろうかと思えます。

ただ、実際的にその全体的な利用率等々も含めながら、いかに低廉でできる方法があるのかどうなのか、あの中でコートの幅がきちっと保てるものであれば、そのクラックの入っている部分を穴埋めするだけでも可能なかどうなのか等々も含めながら、総合的に判断しなければいけないのかなというふうには考えているところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

さっきヒビ割れとありましたけども、そういったもの、年々進んでいくと思うんですね。修繕費もままならない。そういった中で、従来どおりの使用の仕方、利用の仕方を継続していけば、ちょっと安全性の面においても心配であるんですけども、そういった部分については、管理運営上、大丈夫でしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

クラックの部分につきましては、カラー舗装化という一つの方法もございます。1 反当たり若干高めのクレー舗装とは違う値段にはなりますが、簡易舗装のカラー版という形で、そこに穴埋めしていくという部分も一つの方法ではあるのかなというふうにも考えますので、総合的に判断してまいりたいというふうには考えているところでございます。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

利用料金、そういったものにおいても、やはり古いから安いのかなというふうに感じている方々も多いと思います。もうちょっと高くてもいいから、ちゃんとしたコートにしてくれないかなというのが、生の出ている意見も、建設課長には通っていると思います。そういった部分について、やはり、だめだから低いとか、このくらいだから、このくらいでいいんじゃないかと、やっぱり利用者において最大の満足度というか、使っていて楽しい、安全だ、楽しい、本当にこの施設に来てよかったなという、そのくらいな気持ちが持たれるくらいな、やはり施設管理運営が一番の望ましい形だと思います。

そういった中において、交通便の恵まれている会津坂下町において、ばんげひがし公園、そして鶴沼緑地公園、これについてはやっぱり、今コロナ禍の中ですけれども、集客、利用客は町外からも非常に多いはずで。統計的にも、数字取ってみても、やはりプールなんかは、去年は町外はお断りしましたが、その前の年までは、町外の利用者のほうが多かったというそういったデータも当然出てきていますので、そういった総合的なという言葉の中に、ぜひともその総合的に見て、みんなが満足するような、それに近いような形に持っていける、そういった管理運営を町としてもお願いしたいと思います。

最後にパークゴルフ、これ長年出ている問題だと認識されていると思いますけども、

鶴沼緑地の一番むこうは八千代橋、ここにゲートボール場があります。そして時代的には、平成初めのころはゲートボール、その次にグラウンドゴルフが出た。そして今、パークゴルフ、そういった年代、年代によっていろんな種目も出てきたわけです。今最後に出たパークゴルフについては、みんなが協力して施設管理、草刈りも一緒にやったり、台の設置をしたり、危険性も伴うので、大会が終わったら安全管理、台の移動も自分たちでやっている。そういった一生懸命やっている団体ですので、併せてさっき申し上げたとおり、会津大会、これも坂下鶴沼緑地の中で、自分たちでコース等をつくって、坂下以外の利用者、参加者、募って大会をやっている。そういった部分ですので、ぜひスポーツ振興、運動公園という一面においても、パークゴルフ場というのはいけないと思うんですね。コースだと、坂下でパークゴルフのコースも持っているんだ、そういったPRにもなりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

パークゴルフの、グラウンドゴルフの皆様方から、いろいろな形で、自分らのコースを設定するという事で、新たな部分で、コースというんですかね、コースを設定していただきました。ただ実際的に、テニスコート周辺の部分もありますし、テニスコート周辺の芝生につきましては、多目的な部分も含めて利用しているというのは現状でございます。一概にそこだけという部分は、なかなか全体的なPR的には務められないのかなというふうには考えているところでございますが、各大会におきまして、ここを誘致するにあたっては、候補するにあたっては、この場所ですよというのがわかるような部分で指示できるような、例えば案内、案内図、添付する案内図であれば、ここですよ、ここがコースですよというのがわかるような部分で、各団体さんにおかれましてお示ししていただければいいのかなというふうには考えているところでございます。

◎2番(蓮沼文明君)

議長、2番。

◎議長(水野孝一君)

2番、蓮沼文明君。

◎2番(蓮沼文明君)

今お話あったとおりで、そういった見直しの時期に、今、やはり各関係団体の施設もきていますと思います。一度各関係団体、要するに種目においては、練習曜日、毎週何曜日やっているのか、そういったものも含めて、このコースを使っているんだ、そういった集約は、やはり管理者としては大事だと思うんですね。年間通して何人くらい使って

いるのか、毎月何人ぐらい使って、年間このくらいになるんだという、そういったデータも必要だと思います。

ですから、一度見直しの時期きているので、公園の中に、さっきの話、ちょっと戻るつんですけども、国道沿いにある鶴沼緑地の看板、あそこにはパズルの広場とか、今なようなソフトボール場とか、あるんですね、書いてあるんですね。それも、要するに入り口、渡った先にあるので、若松方面から来ると、あの看板気付いたときにはもう遅いんですよ。もっと手前にないと、若松寄りにならないと。あれも前々から言われている部分です。ですから、サービスの面からいったら、そういったことは本当に少しでもよくする方向に向けて直していく。

あとさっき申し上げたとおり、やっぱり一回見直しの時期にきているので、やっぱり整理する。そういった時期でもないかなと考えております。一つでも前に向かって、利用者も町のほうも、みんなが本当に坂下の町の施設を大事に使う、楽しく使う、安全な管理運営であってほしいと思いますし、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、新年度に向けて利用者、利用者の目線に立った町の前向きな施設管理、修繕等含めてお願ひ申し上げ、私、質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、蓮沼文明君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の一般質問を終わります。

明、9日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。

9日の議事日程は当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時17分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 8 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員